

原村障がい者福祉計画



令和3年3月
原 村

※「障害者」の表記について

「障害者」の表記について、一般的に「障害」、特に「害」という文字は否定的な意味合いが強く、「障がい者」という言葉を用いた方がよいのではないかという意見があり、本計画においては表記を「障がい者」に統一することといたしました。

なお、本計画では、「障害者総合支援法」のような法令名や、「障害者手帳」といった固有名詞についても表記を「障がい者」に統一することとしております。

※用語説明について

用語説明は、資料編に記載しています。

目次

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	法令等改正の動き	2
3	計画の位置づけ	6
4	計画の対象	7
5	計画の期間	7
6	計画策定の体制	7
第2章	障がいのある人を取りまく状況	8
1	統計からみる障がいのある人の状況	8
2	アンケート調査結果からみえる現状	13
3	現状と課題	23
第3章	障がい者計画	29
1	基本理念	29
2	SDGs達成への貢献	30
3	基本目標	31
第4章	施策の展開	33
	施策の体系	33
	基本目標1 障がい者に対する理解の促進	34
	（1）啓発・広報の推進	34
	（2）福祉教育の推進	35
	基本目標2 相談体制の充実と権利擁護の推進	36
	（1）相談ネットワークの充実	36
	（2）成年後見制度等の利用促進	37
	（3）虐待防止の推進	37
	基本目標3 療育・保育・教育の充実	38
	（1）療育・障がい児保育の充実	38
	（2）学校教育の充実	38
	（3）休日や放課後の生活の充実	39
	（4）連携・情報共有による支援	39
	基本目標4 保健・医療・福祉サービスの充実	40
	（1）障がいの早期発見、早期対応の充実	40
	（2）医療との連携	40
	（3）地域生活支援とサービスの充実	42
	（4）サービス情報の入手に向けた支援	43
	基本目標5 就労・社会参加の促進	44
	（1）雇用・就労の促進	44
	（2）社会参加への支援	45
	（3）学習・スポーツ・文化活動等への支援	46
	基本目標6 福祉のむらづくりの推進	47
	（1）移動ニーズへの支援方策の充実	47
	（2）生活・住環境の整備	47
	（3）防災対策の充実	48

第5章	第6期障がい福祉計画	49
1	第5期障がい福祉計画における目標の進捗状況	49
2	第6期障がい福祉計画における数値目標設定について	50
3	障がい福祉サービス	52
4	地域生活支援事業	57
5	村単障がい福祉サービス事業	62
6	その他の支援	63
第6章	第2期障がい児福祉計画	64
1	第1期障がい児福祉計画における目標の進捗状況	64
2	第2期障がい児福祉計画における数値目標設定について	65
3	障がい児福祉サービス	66
第7章	計画の推進体制	68
1	行政体制の整備	68
2	住民参加による推進体制の充実	68
3	計画の進行管理	69
資料編		70
1	用語説明	70
2	計画の策定経過	75
3	原村障害者福祉計画推進協議会設置条例	76



計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国の障がい者施策は、障がい者基本法第1条に規定されるように、すべての国民が障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、基本的な方向を定めています。

国は、平成25年4月に障がい者自立支援法を改正し、障がいの定義に難病^{*}等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障がい者総合支援法」という。）を施行しました。平成28年5月には、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援の拡充等を内容とする「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、障がいのある人の望む地域生活の支援の充実や障がいのある子どもへの支援ニーズの多様化に対しきめ細かな対応等を図ることとしています。

また、平成26年1月には「障がい者の権利に関する条約」に批准し、平成28年4月に、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障がい者差別解消法」という。）及び雇用の分野における障がいのある人に対する差別の禁止及び障がいのある人が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮^{*}の提供義務）を定める「障がい者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されています。

高齢福祉、子ども・子育て支援等に関する各制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などにより、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会^{*}」の実現が求められています。

昨今では、支援が必要な場合であっても、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況もみられ、年齢を重ねても多様な生活課題を抱えても総合的な支援を受けやすくする必要性も生じてきています。

また、国の基本指針では、直近の障がい者施策の動向等を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の策定に当たり、障がい福祉人材の確保や障がい者の社会参加を支える取組が盛り込まれるなど、見直しがされています。

こうした背景のもと、本村では、平成30年3月に策定した「原村障がい者福祉計画」並びに「第5期障がい福祉計画」「第1期障がい児福祉計画」の計画期間が令和2年度をもって終了することから、本村の障がい者施策を引き続き計画的に推進していくため、新たに令和3年度を初年度とした「原村障がい者福祉計画」、「第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画」を策定することとしました。

|| 2 法令等改正の動き

(1) 国の基本計画

① 障がい者基本計画（第4次）（平成30年閣議決定）

<基本理念>

共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援

<基本的方向>

1. 東京2020パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進
2. 障がい者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保
3. 障がい者差別の解消に向けた取組を着実に推進
4. 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

<総論の主な内容>

- 当事者本位の総合的・分野横断的な支援
- 障がいのある女性、子ども、高齢者の複合的な困難や障がい特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障がい者団体や経済団体とも連携した社会全体における取組の推進
- 「命の大切さ」等に関する理解の促進、社会全体における「心のバリアフリー」の取組の推進

(2) 関連法の動向

① 関連法の制定・改正

ア 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正 (平成 29 年)

- ・民間の空き家・空き室を活用して、高齢者、低額所得者、子育て世帯、障がい者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を創設するなど、住宅セーフティネット機能を強化

イ 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正 (平成 30 年)

- ・理念規定に、共生社会の実現、社会的障壁の除去に留意すべき旨を明確化し、国および国民の責務に、高齢者、障がい者等に対する支援（鉄道駅利用者による声かけ等）を明記し、全国におけるバリアフリー*化を一層推進するために総合的な措置を講ずる

ウ 学校教育法等の一部改正（平成 30 年）

- ・障がい等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援のため、必要に応じて「デジタル教科書」を通常の紙の教科書に代えて使用することができるよう、所要の措置を講ずる

エ 障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定（平成 30 年）

- ・施設のバリアフリー化や情報保障といった、障がいのある人が文化芸術を鑑賞しやすくする取組や、作品を発表できる機会の確保、著作権の保護、高い評価を受けた作品の販売・発信に関する支援など、障がいのある人が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進する

オ ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律の制定（平成 30 年）

- ・ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進するため、国等の責務を明記し、諸施策の実施状況の公表や諸施策の策定等に当たっての留意点を定めた

カ 障がい者の雇用の促進等に関する法律の一部改正（令和元年）

- ・国および地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることが盛り込まれるとともに、民間の事業主に対する措置として、特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給や障がい者の雇用の促進等に関する取組の実施状況が優良な中小事業主の認定などの新たな制度の創設が盛り込まれた

キ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定（令和元年）

- ・成年被後見制度*の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人および被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずる

ク 視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する法律の制定（令和元年）

- ・視覚障がい者等の読書環境の整備推進に関し、国や自治体が果たすべき責務などを明記するとともに、図書館利用に係る視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的に進めるための施策が示された

（3）障がい福祉計画の見直しの動向

① 基本指針の基本的理念に係る見直しの主なポイント

ア 地域における生活の維持および継続の推進

- ・地域生活支援拠点*等の機能の充実を進める
- ・日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討

イ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム*の構築

- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を成果目標に追加する
- ・依存症に対する誤解および偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施および幅広い普及啓発、相談機関および医療機関の周知および整備並びに自助グループ等の当事者団体を通じた回復支援が重要であり、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者等およびその家族に対する支援を行う必要がある

ウ 福祉施設から一般就労*への移行等

- ・一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組を促進させる
- ・就労定着支援事業の利用促進を図り、障がい者が安心して働き続けられる環境整備を進める

エ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・「相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制の構築に取り組む
- ・地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組む

- ・地域ごとの地理的条件や地域資源の実態などを踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む必要がある

オ 発達障がい者等支援の一層の充実

- ・発達障がい者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラム[※]やペアレントトレーニング[※]などの発達障がい者等の家族等に対する支援体制の充実を図る
- ・発達障がい[※]を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性を盛り込む

カ 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備

- ・障がい児入所支援における18歳以降の支援のあり方について、関係機関が参画して協議を行う体制の整備について盛り込む
- ・重症心身障がい児および医療的ケア児[※]のニーズの把握の必要性について明記する

キ 障がい者による文化芸術活動の推進

- ・障がい者が文化芸術を享受し創造や発表の機会等の多様な活動を促進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮および社会参加を図る
- ・視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進する

ク 障がい福祉サービスの質の確保

- ・多様となっている障がい福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているどうかを情報収集するなどの取組について、基本指針に盛り込む

ケ 福祉人材の確保

- ・提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要がある
- ・専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉現場の魅力に関して積極的な周知・広報の実施 など、関係者が協力して取り組んでいくことが重要である
- ・関係団体等からの提供体制の確保や人材確保の要望が多くあることから、基本指針に盛り込む

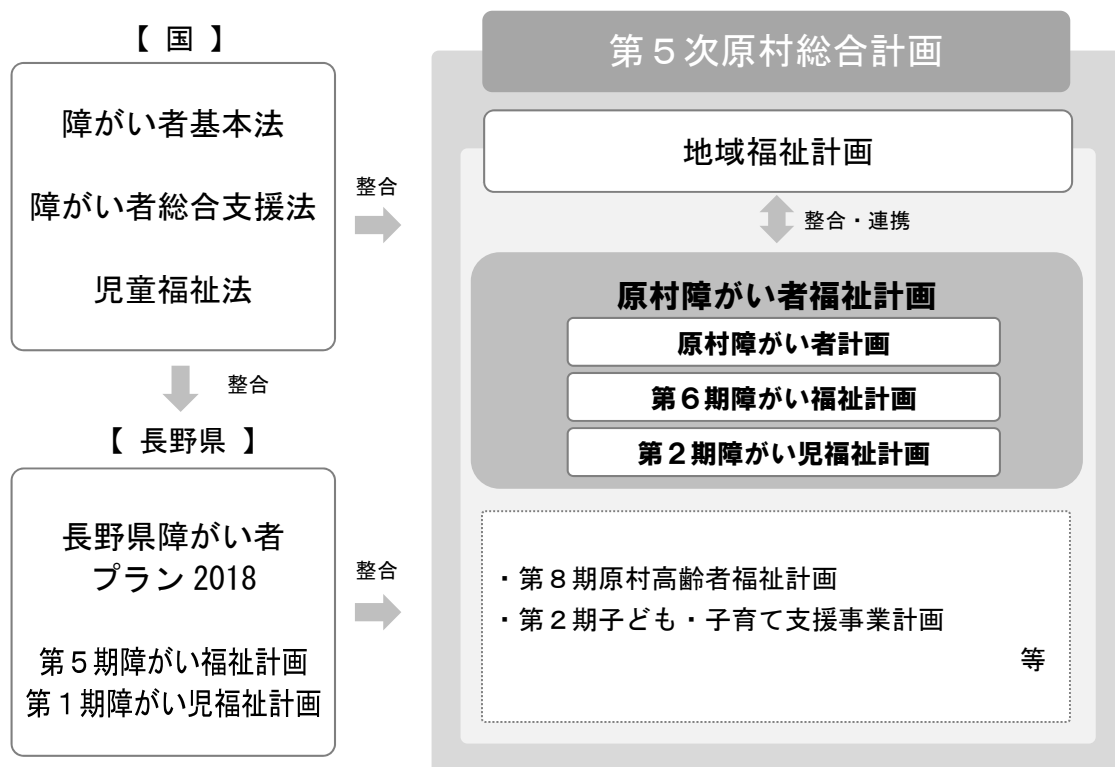
※ 基本指針は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第87条第1項および児童福祉法第33条の19第1項の規定に基づき、市町村および都道府県が障がい福祉計画および障がい福祉児障がい福祉計画を定めるにあたって、サービス等の提供体制および自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として国が、基本的な方針を定めたものです。

3 計画の位置づけ

障がい者計画は、本村の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、村民、関係機関・団体、事業者、村（行政）が、それぞれに自主的かつ積極的な活動を行うための指針となる計画で、障がい者基本法第11条第3項に基づく「市町村障がい者計画」として位置づけています。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき、障がいのある人の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末における成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画で、それぞれ障がい者総合支援法第88条に基づく「市町村障がい福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障がい児福祉計画」として位置づけています。

本計画は、総合計画の障がい者福祉部門の個別計画として具体化した計画となり、他の福祉部門の計画との整合・連携を図ります。また、国の基本指針及び長野県が策定した関連計画や村が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。



4 計画の対象

本計画では、手帳の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病等があるために日常生活または社会生活を営む上で何らかの制限を受ける方や不自由な状態にある方を計画の対象とします。

5 計画の期間

この、原村障がい者福祉計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
			障がい者計画		
			第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画		

6 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、障がい者手帳をお持ちの方にアンケート調査を実施し、意見や要望の把握を行いました。前計画策定にあたり抽出した課題、解決策は引き継ぎつつ、新たに生じた問題や社会情勢の変化等に対応するための取組を盛り込みました。

計画の作成を進めるために、障がい者福祉、障がい者施設、養護学校をはじめとした関係者7名で構成する原村障がい者福祉計画推進協議会で、上位計画との整合性を図りながら、施策の内容検討を行いました。





障がいのある人を取りまく状況

1 統計からみる障がいのある人の状況

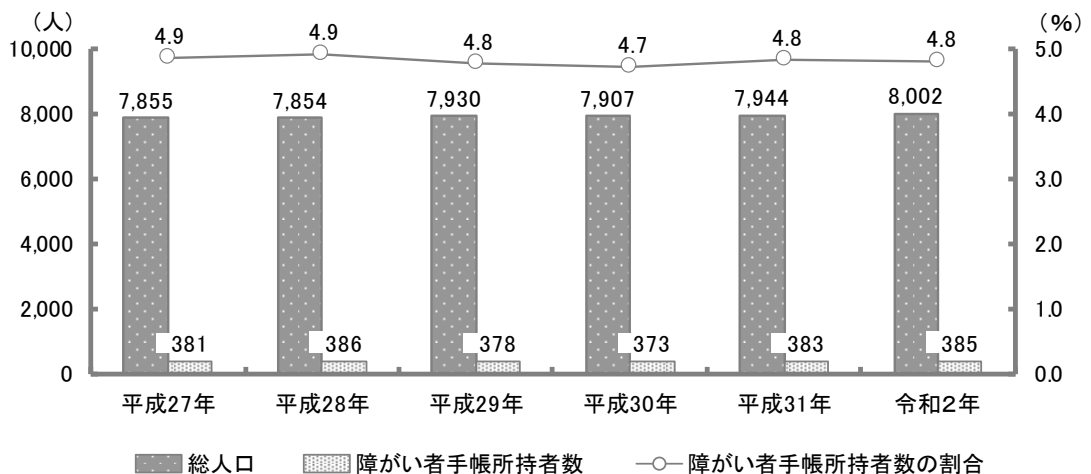
(1) 障がい者手帳所持者の状況

① 人口、障がい者手帳所持者数の推移

本村の総人口は、令和2年4月1日現在 8,002 人で、増加傾向にあります。

障がい者手帳所持者数は、令和2年4月1日現在 385 人で、近年横ばい状態にあり、人口総数に占める障がい者手帳所持者の割合も 4.8%と、5.0%未満で増減を繰り返しながら推移しています。

人口、障がい者手帳所持者数の推移

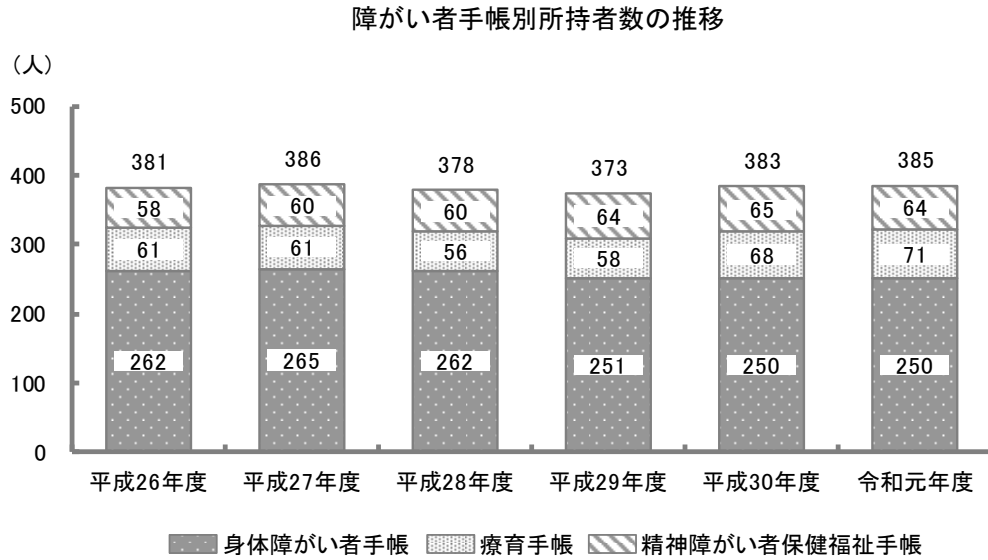


資料：人口は住民基本台帳（各年4月1日現在）、障がい者手帳所持者数は庁内調べ（各年4月1日現在）

② 障がい者手帳所持者数の推移

障がい者手帳別の所持者数の推移をみると、身体障がい者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和元年度末現在 250 人となっています。

一方、療育手帳所持者数は増加傾向にあり、令和元年度末現在 71 人となっています。精神障がい者保健福祉手帳所持者数も増加傾向にあり、令和元年度末現在 64 人となっています。



資料：庁内調べ（各年度末現在）

③ 身体障がい者手帳所持者の等級別の推移

身体障がい者手帳所持者数の等級別の推移をみると、令和元年度末現在、4級の手帳所持者数が 77 人で最も多く、次いで3級の手帳所持者数が 61 人となっています。また、2級の手帳所持者数は減少傾向にあります。

等級別身体障がい者手帳所持者数

単位：人

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
1級	50	51	51	49	36	50
2級	30	28	25	25	24	25
3級	61	65	61	58	63	61
4級	79	81	86	84	83	77
5級	26	24	24	23	23	23
6級	16	16	15	12	21	14
合計	262	265	262	251	250	250

資料：庁内調べ（各年度末現在）

④ 障がいの種類別身体障がい者手帳所持者数の推移

身体障がい者手帳所持者数の障がいの種類別の推移をみると、肢体不自由（下肢）が87人（34.8%）と最も多く、次いで内部障がい（82人（32.8%））となっています。また、内部障がいの手帳所持者数は増加傾向にあり、肢体不自由（下肢）の手帳所持者数は減少傾向にあります。

障がいの種類別身体障がい者手帳所持者数の推移

単位：人

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
肢体不自由 （上肢）	38	38	35	34	29	35
肢体不自由 （下肢）	98	102	100	93	89	87
肢体不自由 （体幹）	26	27	23	24	24	22
内部障がい	69	69	76	77	66	82
その他 （視覚、聴覚等）	31	29	28	23	42	24
合計	262	265	262	251	250	250

資料：庁内調べ（各年度末現在）

⑤ 障がいの程度別療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の程度（判定）別の推移をみると、令和元年度末現在、軽度（B2）の手帳所持者数が27人で最も多く、次いで重度（A1）の手帳所持者数が25人となっています。また、軽度（B2）の手帳所持者数は増加傾向にあります。

障がいの程度別療育手帳所持者数の推移

単位：人

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
重度（A1）	26	24	20	21	24	25
中度（A2、B1）	19	20	18	18	17	19
軽度（B2）	16	17	18	19	27	27
合計	61	61	56	58	68	71

資料：庁内調べ（各年度末現在）

⑥ 精神障がい者手帳所持者の等級別推移

精神障がい者手帳所持者数の等級別の推移をみると、令和元年度末現在、1級の手帳所持者数が35人で最も多く、次いで2級の手帳所持者数が23人となっています。また、2級の手帳所持者数は増加傾向にあります。

精神障がい者手帳所持者の等級別推移

単位：人

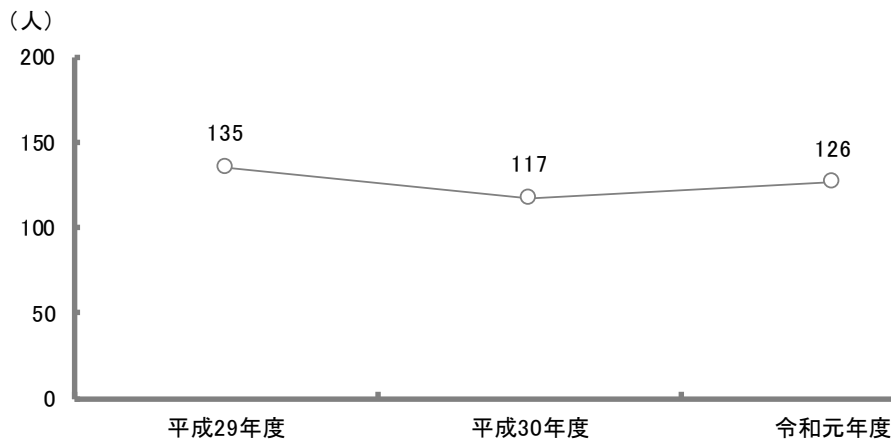
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
1級	34	35	37	31	32	35
2級	19	21	17	23	26	23
3級	5	4	6	10	7	6
合計	58	60	60	64	65	64

資料：庁内調べ（各年4月1日現在）

⑦ 自立支援医療受給者の推移

自立支援医療受給者数の推移をみると、令和元年度末現在126人となっています。

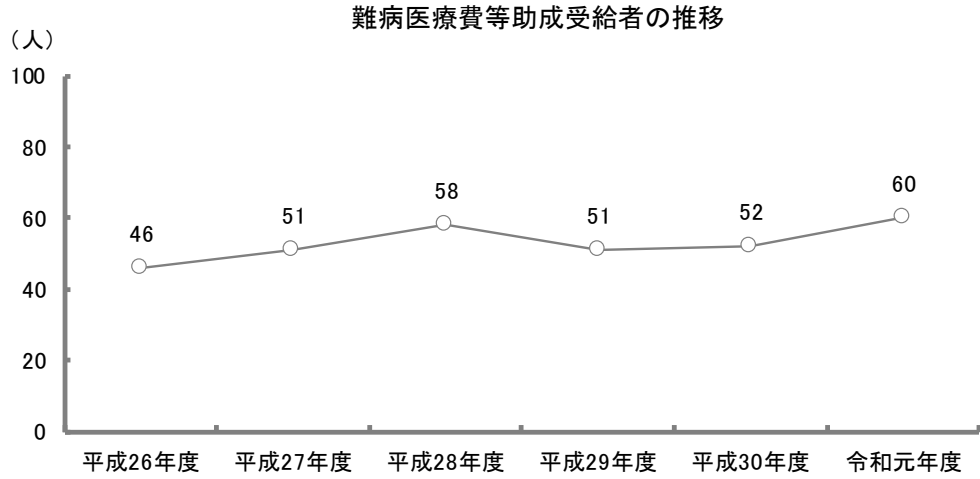
自立支援医療受給者の推移



資料：庁内調べ（各年度末現在）

⑧ 難病医療費等助成受給者の推移

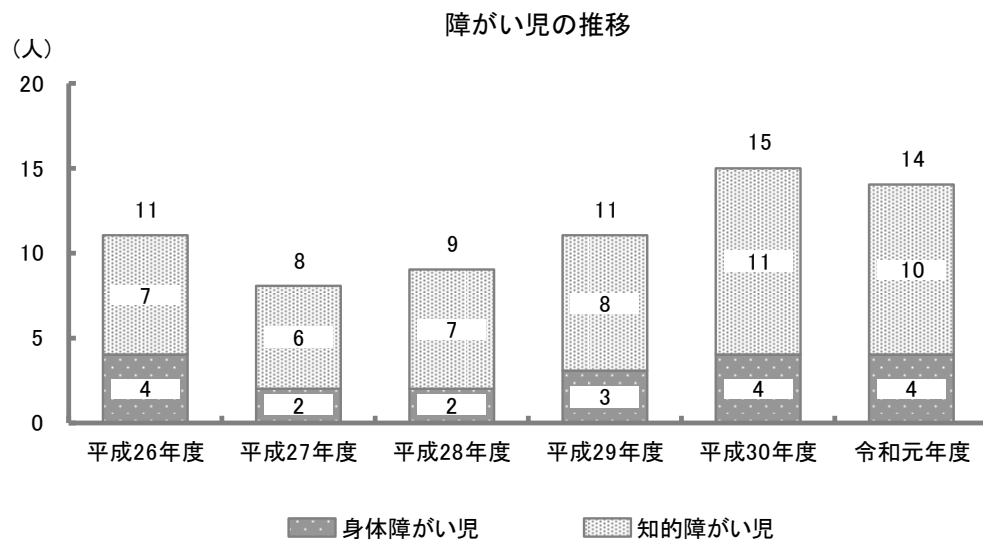
難病医療費等助成受給者の推移をみると、令和元年度末現在 60 人で、増加傾向にあります。



資料：庁内調べ（各年度末現在）

⑨ 障がい児の推移

障がい児の推移をみると、身体障がい児では、令和元年度末現在 4 人で、横ばいとなっています。知的障がい児では、令和元年度末現在 10 人で、増加傾向にあります。



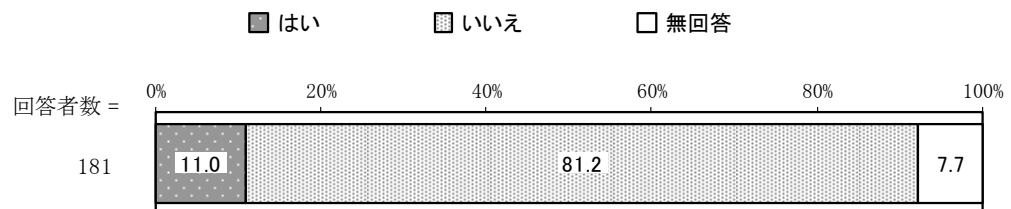
資料：庁内調べ（各年度末現在）

2 アンケート調査結果からみえる現状

(1) 障がい等の状況について

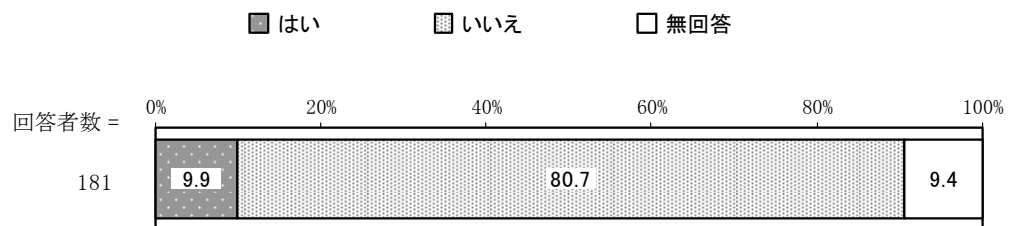
① 発達障がいの診断の有無

「はい」の割合が11.0%、「いいえ」の割合が81.2%となっています。



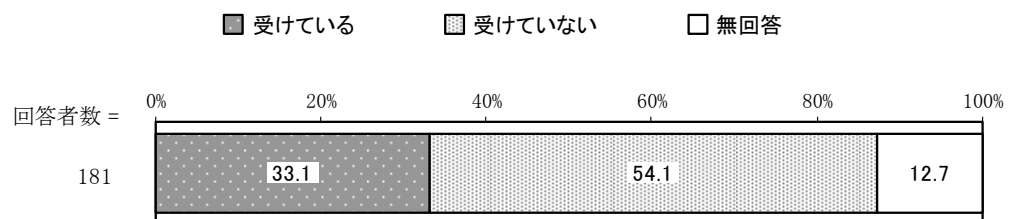
② 難病（特定疾患）の認定の有無

「はい」の割合が9.9%、「いいえ」の割合が80.7%となっています。



③ 医療的ケアの受診の有無

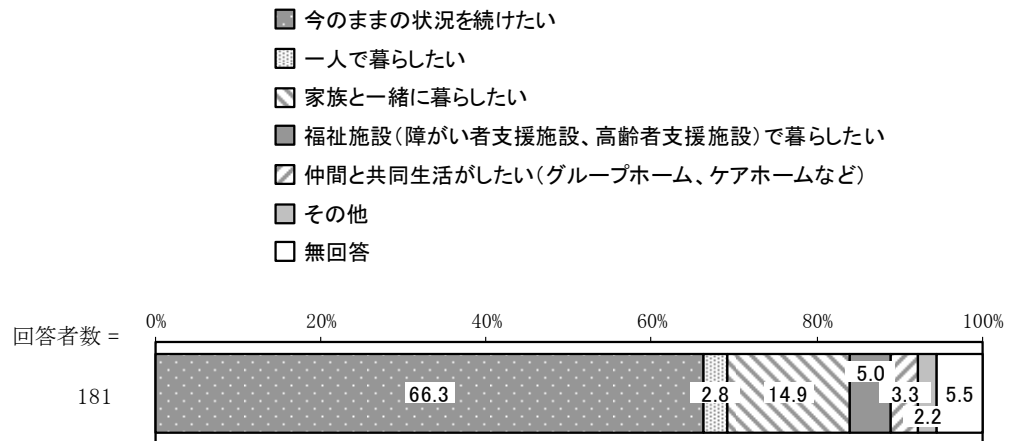
「受けている」の割合が33.1%、「受けていない」の割合が54.1%となっています。



(2) 日常生活、暮らしについて

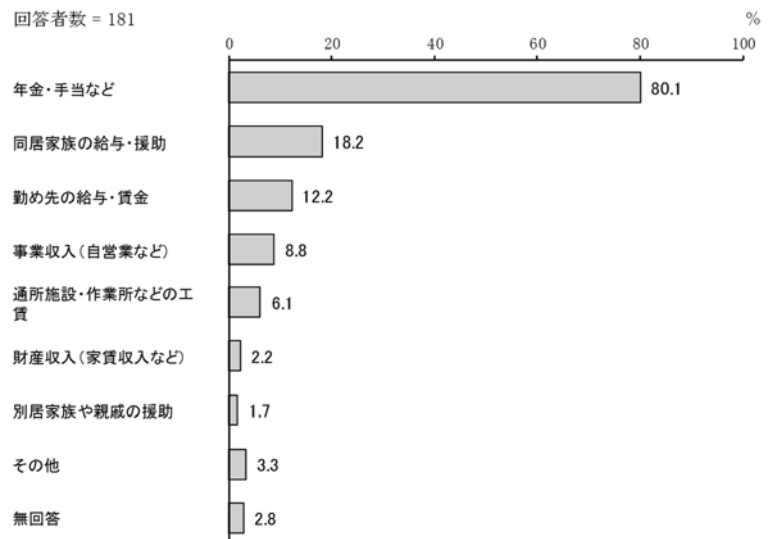
① 将来に希望する暮らし方

「今のままの状況が続けたい」の割合が66.3%と最も高く、次いで「家族と一緒に暮らしたい」の割合が14.9%となっています。



② 現在の収入

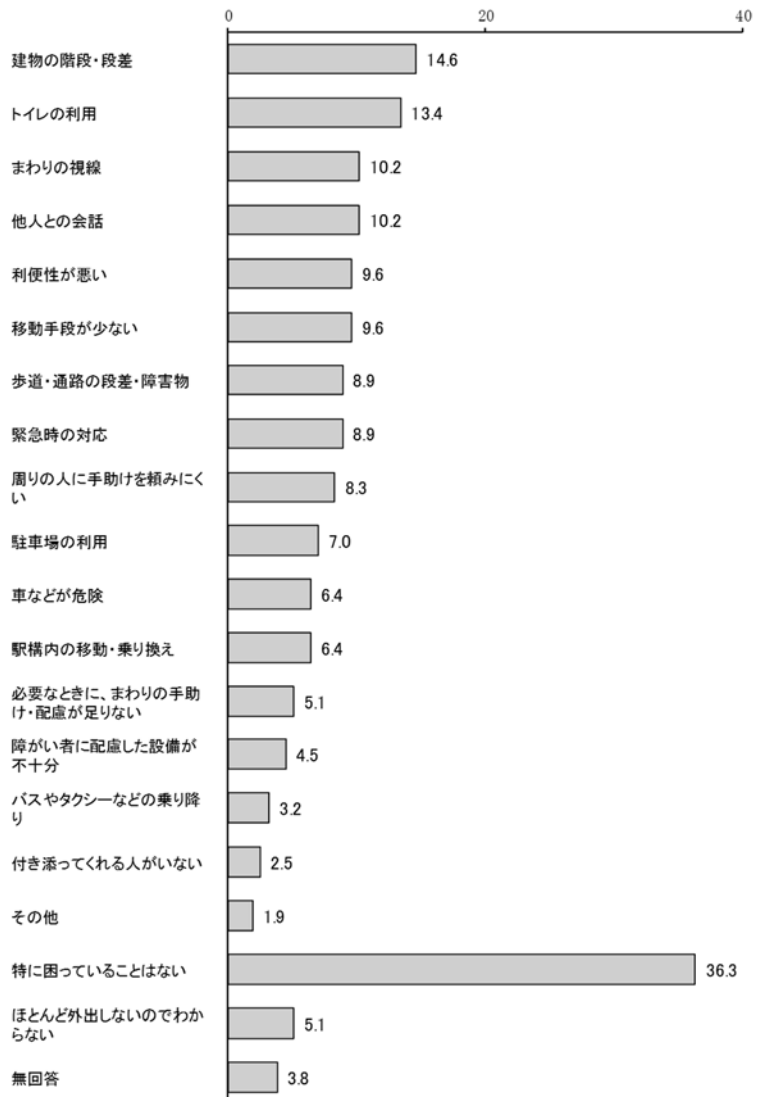
「年金・手当など」の割合が80.1%と最も高く、次いで「同居家族の給与・援助」の割合が18.2%、「勤め先の給与・賃金」の割合が12.2%となっています。



③ 外出の際に困ること

「特に困っていることはない」の割合が36.3%と最も高く、次いで「建物の階段・段差」の割合が14.6%、「トイレの利用」の割合が13.4%となっています。

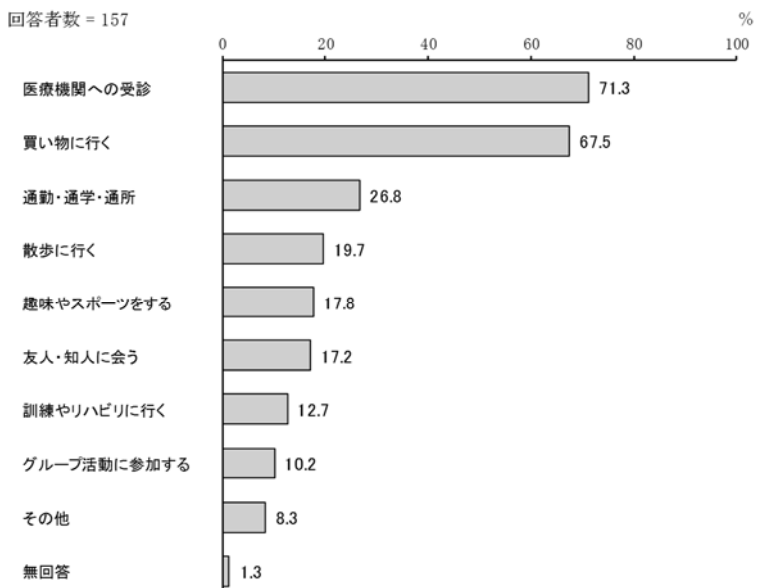
回答者数 = 157



④ 外出の目的

「医療機関への受診」の割合が71.3%と最も高く、次いで「買い物に行く」の割合が67.5%、「通勤・通学・通所」の割合が26.8%となっています。

回答者数 = 157

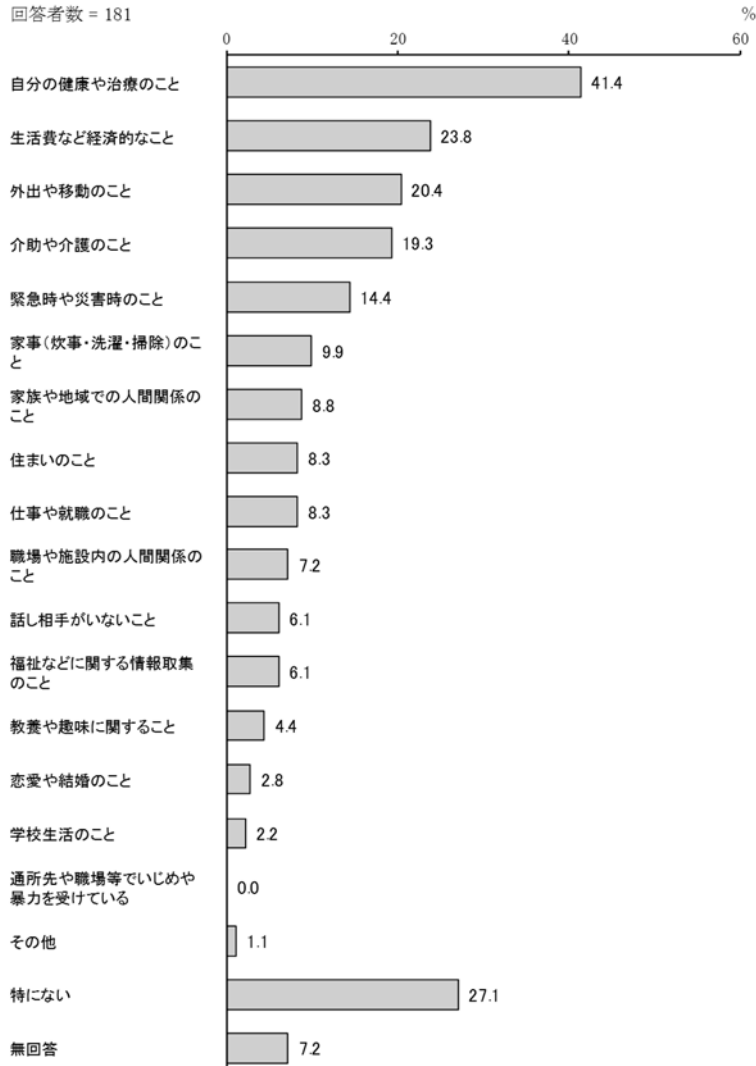


(3) 相談について

① 現在悩んでいることや相談したいこと

「自分の健康や治療のこと」の割合が 41.4%と最も高く、次いで「特にない」の割合が 27.1%、「生活費など経済的なこと」の割合が 23.8%となっています。

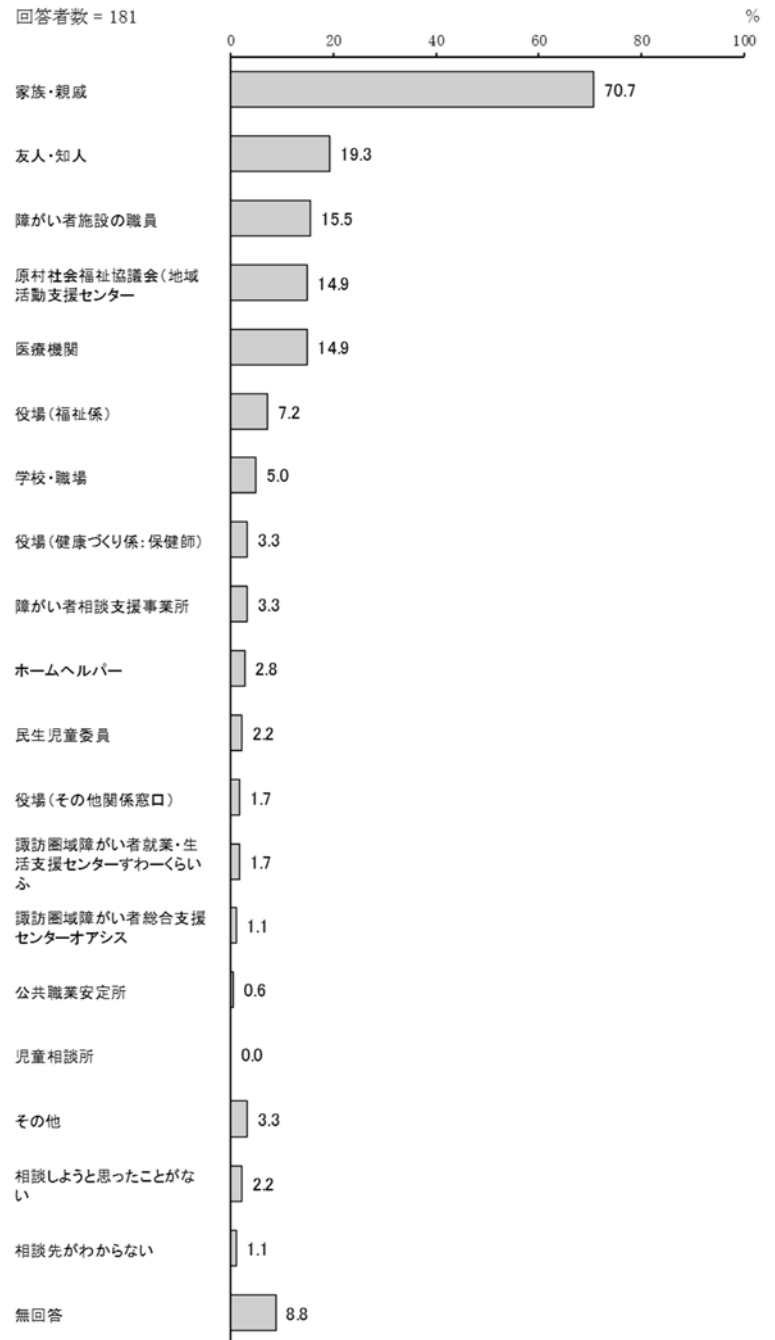
回答者数 = 181



② 心配ごとや悩みがあった場合の相談先

「家族・親戚」の割合が70.7%と最も高く、次いで「友人・知人」の割合が19.3%、「障がい者施設の職員」の割合が15.5%となっています。

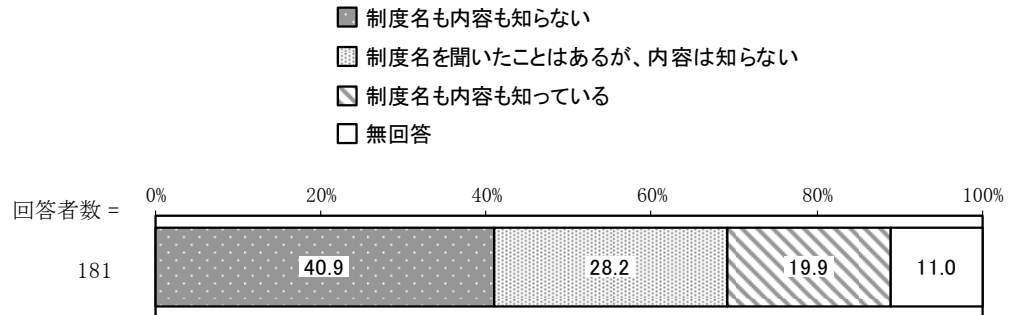
回答者数 = 181



(4) 成年後見制度について

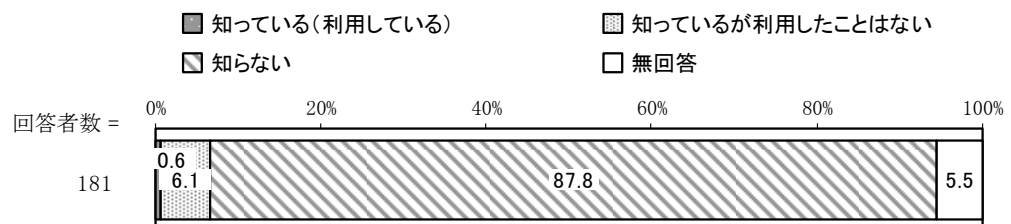
① 成年後見制度の認知度

「制度名も内容も知らない」の割合が40.9%と最も高く、次いで「制度名を聞いたことはあるが、内容は知らない」の割合が28.2%、「制度名も内容も知っている」の割合が19.9%となっています。



② 成年後見支援センター※の認知度

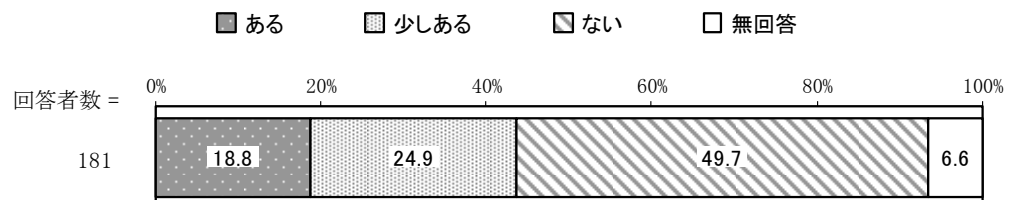
「知らない」の割合が87.8%と最も高くなっています。



(5) 障がいの理解について

① 障がいのことでの差別や人権侵害の有無

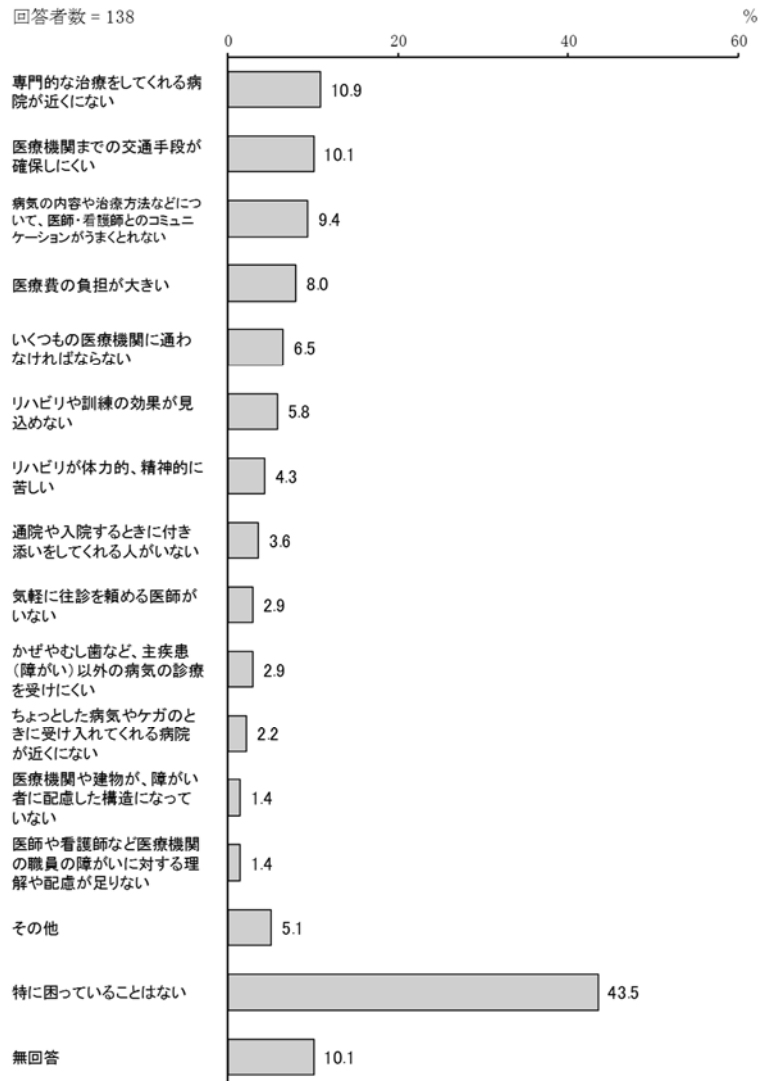
「ない」の割合が49.7%と最も高く、次いで「少しある」の割合が24.9%、「ある」の割合が18.8%となっています。



② 医療を受ける上で、困っていること

「特に困っていることはない」の割合が43.5%と最も高く、次いで「専門的な治療をしてくれる病院が近くにない」の割合が10.9%、「医療機関までの交通手段が確保しにくい」の割合が10.1%、「医療機関までの交通手段が確保しにくい」の割合が10.1%となっています。

回答者数 = 138



(6) 教育について

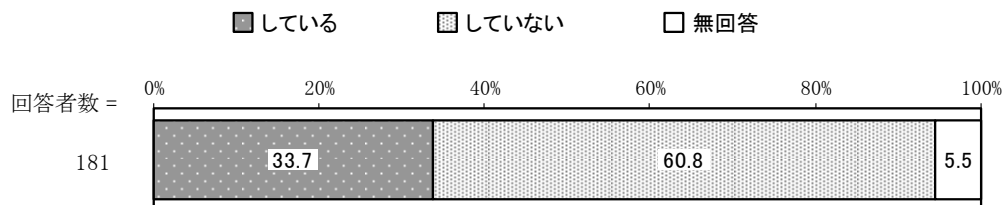
① 障がいのある児童・生徒の就学環境として希望すること

「通常学校の特別支援学級※において、できるだけ専門的な教育やサポートを受けられる環境」が4件となっています。「特別支援学校※において、専門的な教育やサポートを受けられる環境」が1件となっています。

(7) 就労について

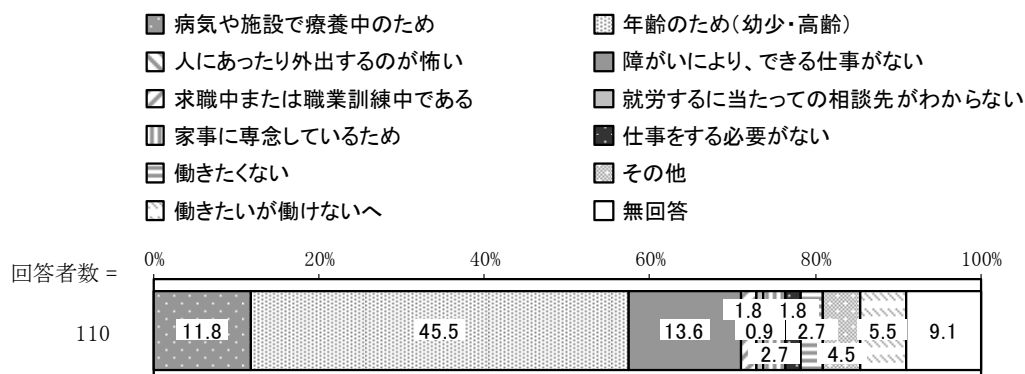
① 現在の就労状況

「している」の割合が33.7%、「していない」の割合が60.8%となっています。



② 働いていない理由

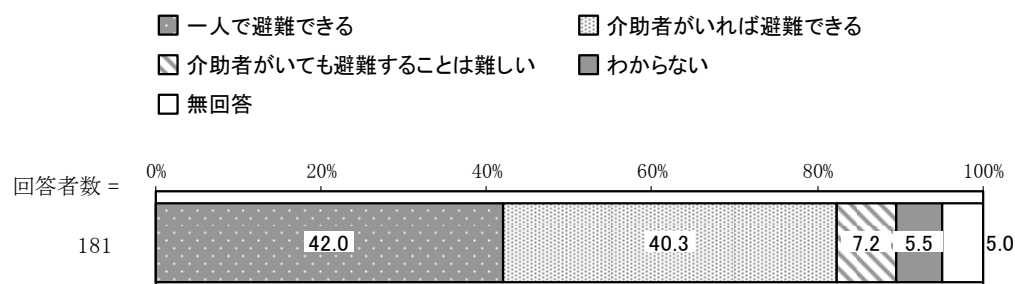
「年齢のため（幼少・高齢）」の割合が45.5%と最も高く、次いで「障がいにより、できる仕事がない」の割合が13.6%、「病気や施設で療養中のため」の割合が11.8%となっています。



(8) 災害時等の支援について

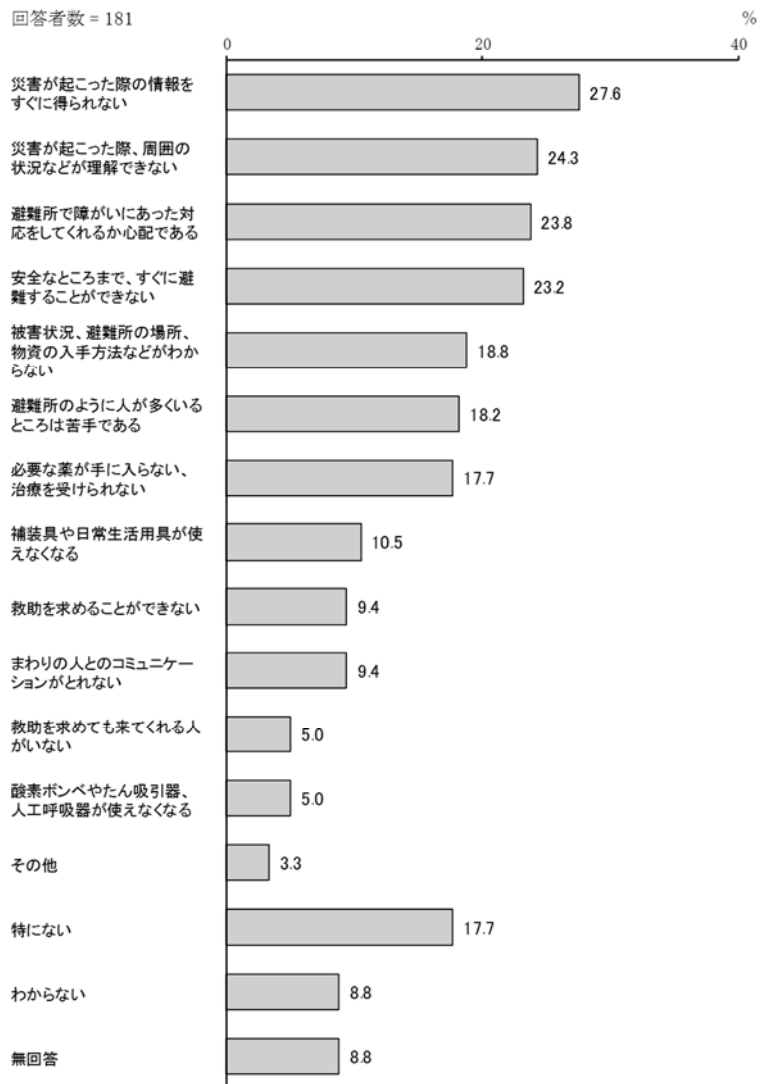
① 災害時にひとりで避難できるかについて

「一人で避難できる」の割合が42.0%と最も高く、次いで「介助者がいれば避難できる」の割合が40.3%となっています。



② 災害のときに困ること

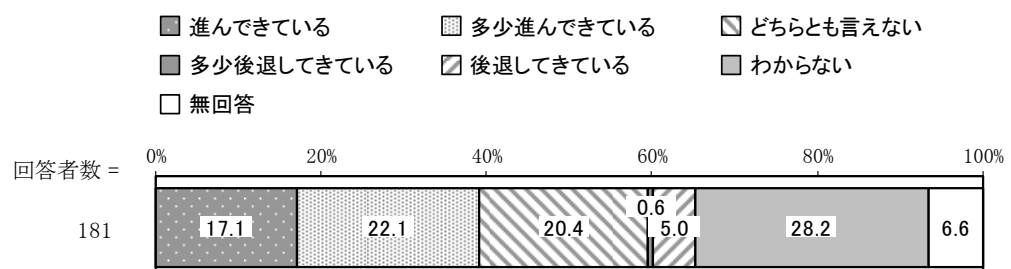
「災害が起こった際の情報をすぐに得られない」の割合が27.6%と最も高く、次いで「災害が起こった際、周囲の状況などが理解できない」の割合が24.3%、「避難所で障がいがあった対応をしてくれるか心配である」の割合が23.8%、「避難所で障がいがあった対応をしてくれるか心配である」の割合が23.8%となっています。



(9) 障がい者支援について

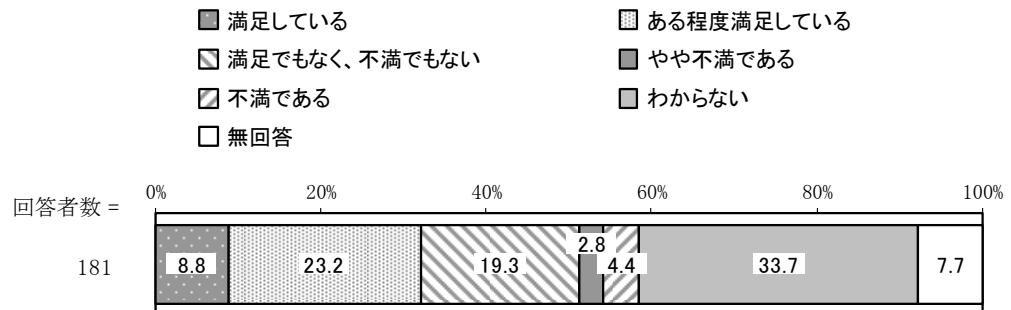
① 「障がい」に対して、広く村民の理解や地域・行政の社会的な支援の進捗について

「進んでいる」と「多少進んでいる」をあわせた“進んでいる”の割合が39.2%、「多少後退してきている」と「後退してきている」をあわせた“後退してきている”の割合が5.6%となっています。



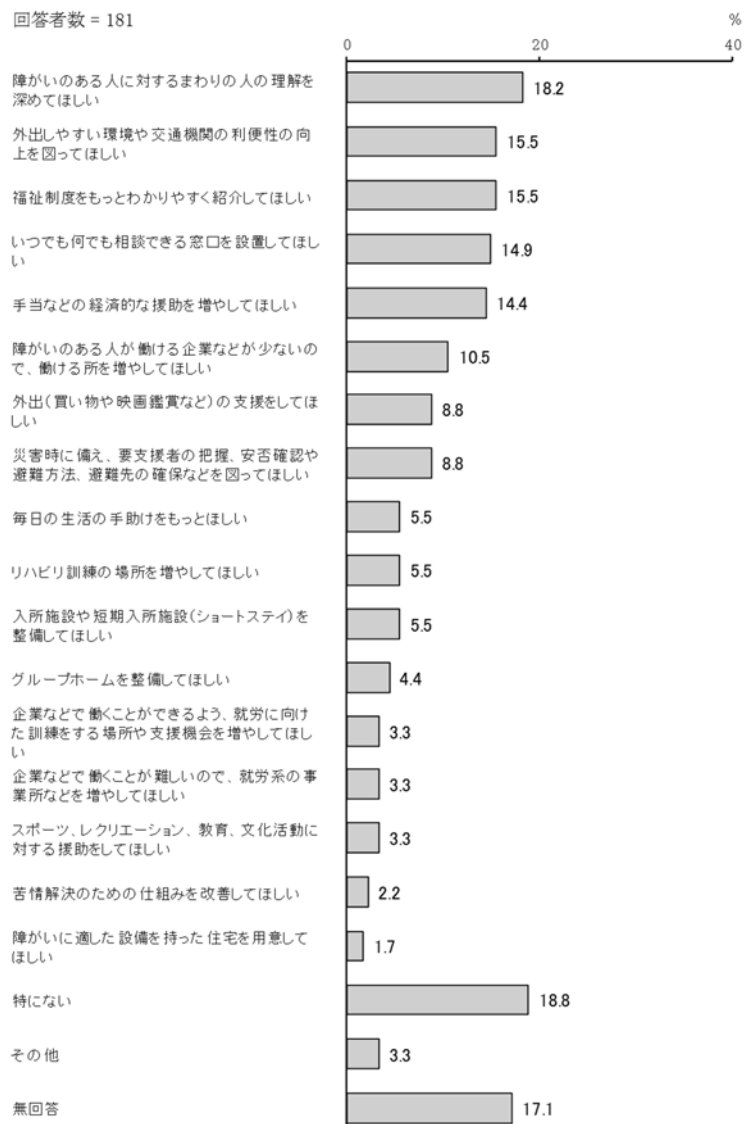
② 障がいのある人への支援やサービスの満足度

「満足している」と「ある程度満足している」をあわせた“満足している”の割合が32.0%、「やや不満である」と「不満である」をあわせた“不満である”の割合が7.2%となっています。



③ 暮らしやすくなるために、特にしてほしいこと

「特にない」の割合が18.8%と最も高く、次いで「障がいのある人に対するまわりの人の理解を深めてほしい」の割合が18.2%、「外出しやすい環境や交通機関の利便性の向上を図ってほしい」の割合が15.5%、「福祉制度をもっとわかりやすく紹介してほしい」の割合が15.5%、「いつでも何でも相談できる窓口を設置してほしい」の割合が14.9%、「手当などの経済的な援助を増やしてほしい」の割合が14.4%、「障がいのある人が働ける企業などが少ないので、働ける所を増やしてほしい」の割合が10.5%、「外出(買い物や映画鑑賞など)の支援をしてほしい」の割合が8.8%、「災害時に備え、要支援者の把握、安否確認や避難方法、避難先の確保などを図ってほしい」の割合が8.8%、「毎日の生活の手助けをもっとほしい」の割合が5.5%、「リハビリ訓練の場所を増やしてほしい」の割合が5.5%、「入所施設や短期入所施設(ショートステイ)を整備してほしい」の割合が5.5%、「グループホームを整備してほしい」の割合が4.4%、「企業などで働くことができるよう、就労に向けた訓練をする場所や支援機会を増やしてほしい」の割合が3.3%、「企業などで働くことが難しいので、就労系の事業所などを増やしてほしい」の割合が3.3%、「スポーツ、レクリエーション、教育、文化活動に対する援助をしてほしい」の割合が3.3%、「苦情解決のための仕組みを改善してほしい」の割合が2.2%、「障がいに適した設備を持った住宅を用意してほしい」の割合が1.7%、「特にない」の割合が18.8%、「その他」の割合が3.3%、「無回答」の割合が17.1%となっています。



3 現状と課題

課題1 障がい者に対する理解の促進について

- 広報媒体やパンフレット等を活用し、積極的に啓発・広報を推進するとともに、障がいや障がいのある人への理解を深めるために民生児童委員や社会福祉協議会、ボランティア活動団体をはじめ、自治組織やサービス提供事業所等での障がいのある人との交流を進めてきました。(1-①)
- 小・中学校では、障がいのある人への正しい理解と認識を深め、福祉教育を推進するために、福祉体験学習の機会を充実等に努めてきました。(1-②)
- アンケート調査では、「障がい」に対して、社会的な支援が進んできていると回答した障がいのある人は約4割となっています。(1-③)
- アンケート調査では、障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがある障がいのある人の割合は、「少しある」と「ある」を合わせると、4割以上となっています。(1-④)
- 国では、障がいのある人への差別解消に向けた「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されていますが、未だに、差別や嫌な思いをしている障がいのある人がいることがうかがえます。(1-⑤)
- 「障がい」に対する村民の理解を深めるために必要なこととして、「障がいや障がい者の福祉についての関心や理解を深めるための啓発」、「障がいのある人との交流を通じた障がいへの理解の促進」の割合が高くなっています。(1-⑥)
- アンケート調査では、あなたが暮らしやすくなるために必要なこととして「障がいのある人に対するまわりの人の理解を深めてほしい」の割合が高くなっています。(1-⑦)
- 障がいのある人が地域の中で生活していくためには、なお一層の障がいのある人に対する差別意識を無くすための理解と認識を促進させることが重要です。(1-⑧)
- 障がいや障がいのある人への理解を促進するため、様々な媒体を活用し、積極的に啓発・広報を行っていくことが必要です。(1-⑨)
- 幼いころからの福祉教育等の充実に加え、各種団体等と連携・協力し、障がいのある人の理解を目的とした、子どもから大人まで多くの村民を対象にした福祉教育の充実を図ることが必要です。(1-⑩)

課題2 相談体制の充実と権利擁護[※]の推進について

- 「諏訪圏域障がい者総合支援センターオアシス」を中心に相談支援事業所や民生児童委員、原村社会福祉協議会等と協働し、地域における相談ネットワークの充実を図ってきました。（2-①）
- 関係相談窓口の連携を強化し、障がいの種別程度を問わず、障がいのある人が様々なサービスの中から自分の生活に必要なサービスを選び、利用しながら、地域で暮らすことができるよう、相談者の様々なニーズにあった気軽に安心して相談できる体制の整備に努めてきました。（2-②）
- アンケート調査では、「自分の健康や治療のこと」や「生活費など経済的なこと」など、様々な悩みを抱えている障がいのある人がいることがうかがえます。（2-③）
- アンケート調査では、これらの悩みについての相談相手は、「家族・親戚」の割合が7割以上と高くなっていますが、「障がい者施設の職員」などの割合は2割以下となっており、成年後見支援センターの認知度も低い状況となっています。（2-④）
- 障がいのある人のニーズは多様化しており、相談支援については一人ひとりに適切に対応できる柔軟性と専門性が求められます。身近な相談窓口から専門的な相談窓口まで、窓口機能の役割分担の明確化、各機関が連携した支援体制の整備が必要です。（2-⑤）
- 障がいのある人の権利擁護を推進するとともに、障がいのある人に対する虐待の周知・啓発を図るとともに、虐待の早期発見・早期対応できる体制の確立に努めてきました。（2-⑥）
- 障がいのある人が地域の中で尊厳をもって暮らせる社会の実現に向けて、障がいのある人に対する虐待や権利侵害を身近な問題としてとらえ、社会全体で支え合っていくことが大切です。（2-⑦）
- アンケート調査では、成年後見制度について、「制度名も内容も知らない」の割合が4割となっており、原村、茅野市、富士見町の成年後見支援センターを知らない障がいのある人が約9割となっています。（2-⑧）
- 人権・権利擁護を推進していくためには、地域及び当事者の人権・権利に対する意識啓発とともに、成年後見制度の利用を促進すべく、制度の周知や制度利用のための支援に取り組んでいくことが必要です。（2-⑨）

課題3 療育・保育・教育の充実について

- 障がい児及び発達上の課題がある乳幼児への早期療育体制を充実させるために、健診や保育所・幼稚園での早期支援に努めるとともに、保健、医療、福祉、教育など関係部署が連携し、総合的な相談・支援体制の整備や、障がいの早期発見・療育、情報交換を進め、乳幼児期からの情報の共有により支援を進めてきました。
(3-①)
- 小・中学校では、障がいの種別や発達の状態の理解に努め、一人ひとりの教育的な課題を踏まえた教育課程の再編と指導方法の工夫に努めてきました。(3-②)
- アンケート調査では、発達障がいの診断を受けている割合は1割となっておりますが、今後も発達障がいのある子どもが増加することが推測されます。(3-③)
- アンケート調査では、障がいのある児童・生徒が希望する就学環境として、「通常学校の特別支援学級において、できるだけ専門的な教育やサポートを受けられる環境」を求めている障がいのある人が最も多くなっています。(3-④)
- 乳幼児期における健康診査等において、疾病・障がいや育児困難等、子どもの成長や発達に影響を与える事項の早期発見に努めるとともに、未受診者の把握に努め、受診を促していくなどの体制及び連携の強化が更に求められます。(3-⑤)
- 障がいの状況や教育ニーズに応じた適切な指導を提供できるようにするため、通常の学級による指導、特別支援学級という多様な学びの場のそれぞれの充実を図っていく必要があります。(3-⑥)
- 子どもたちが希望を持って生涯を過ごすことができるよう、就学前から卒業後にわたる切れ目ない教育指導や発達に関する相談、進路選択における相談支援を行える体制が求められています。(3-⑦)

課題4 保健・医療・福祉サービスの充実について

- 障がいの早期発見、早期対応に向け、妊産婦・新生児については保健師が訪問し、早期対応を推進するとともに、健診でのきめ細かな相談・指導体制の充実にも努めてきました。(4-①)
- 生活習慣病の予防や健康増進、心の健康づくりなど健康に関する意識の普及啓発を促進するとともに、専門的な医療を必要とする難病患者や障がいのある人に対しては、医療機関と連携を図り、適切な対応に努めてきました。(4-②)

- アンケート調査では、医療的ケアを受けている障がいのある人は、3割以上、難病（特定疾患）の認定を受けている人は1割弱となっていますが、国では「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行されるなど、医療的ケアを必要な障がいのある人や難病患者に対して、保健、医療、福祉サービスの連携を図っていくことが重要なものとなっていきます。（4-③）
- アンケート調査では、医療を受ける上で、困っていることについて、「専門的な治療をしてくれる病院が近くにない」、「医療機関までの交通手段が確保しにくい」などの割合が高くなっています。（4-④）
- 住み慣れた地域で安心して暮らすためには、いつでも適切な医療サービスを受けられる体制が必要です。今後、障がいのある人の高齢化・重度化がさらに進むとともに、医療的ケアが必要な児童が増えることが予測されるため、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携強化が必要です。（4-⑤）
- 障がいを軽減し、障がいのある人の自立を促進するためには、医療やリハビリテーション*が重要な役割を果たしており、身近な地域で治療や対応が行えることが重要となります。（4-⑥）
- 重症心身障がい児・者の入院、入所等で必要となる医療的ニーズをはじめ、様々な障がいに対応できる専門性の高い支援体制が求められており、状況に応じたきめ細かな支援につながるよう取組を推進していくことが必要です。（4-⑦）
- 障がいのある人が地域で生活することができるよう、在宅福祉サービスや施設福祉サービス、地域生活支援の充実を図ってきました。（4-⑧）
- アンケート調査では、今後、どのように暮らしたいかについては、「今のままの状況を続けたい」の割合が最も高く、次いで「家族と一緒に暮らしたい」の割合が高くなっています。（4-⑨）
- アンケート調査では、障がいのある人が高齢になっても安心してサービスが受けられるよう、また、親の高齢化や病気、「親亡き後」も地域生活が継続できるように支援のあり方を検討し充実させる必要があります。（4-⑩）
- アンケート調査では、原村が行う障がいのある人への支援やサービスの満足度については、“満足している”の割合3割、“不満である”の割合が約1割となっています。（4-⑪）
- あなたが暮らしやすくなるために特にしてほしいこととして、「福祉制度をもっとわかりやすく紹介してほしい」の割合も高くなっています。福祉サービスに対する多様なニーズが見られる中、障がいのある人が個々のニーズや実態に応じて、必要な情報を入手し、適切な支援を受けられるよう、居宅介護や生活介護、短期入所などの在宅サービスを始めとした福祉サービスの量的・質的な充実が求められています。（4-⑫）

課題5 就労・社会参加の促進について

- 障がいのある人の雇用の促進と安定を図るために、村内事業所への障がい者雇用の啓発を行うとともに、労働・保健・医療・福祉・教育等の関係者との連携による障がいのある人の就労支援を推進してきました。（5-①）
- また、外出支援事業や、スポーツ・レクリエーション及び文化活動に関する情報提供などを行い、社会参加への支援や学習・スポーツ・文化活動等への支援を行ってきました。（5-②）
- アンケート調査では、現在、仕事をしている障がいのある人の割合は3割、していない障がいのある人の割合が6割となっており、現在の収入について、「勤め先の給与・賃金」の割合が1割となっています。（5-③）
- また、働いていない主な理由について、「年齢のため（幼少・高齢）」の割合が最も高く、次いで「障がいにより、できる仕事がない」「病気や施設で療養中のため」となっています。（5-④）
- 障がいのある人の就労機会の拡大を図るためには、関係機関との連携により、就労につなげる支援体制を充実させるとともに、一般企業による雇用の促進や福祉的就労*の推進に向け、障がいへの理解や就労環境の改善に積極的に取り組んでいくことが必要です。（5-⑤）
- 生涯学習、文化・スポーツ活動などの体制を充実することは、障がいのある人の生きがいや社会参加の促進につながります。障がいのある人とない人が相互の理解を深めるとともに、障がいのある人の生活の質の向上を図り、能力や個性、意欲に応じて積極的に社会参加できる環境づくりが重要です。（5-⑥）

課題6 福祉のむらづくりの推進について

- 障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、交通施設のバリアフリーの促進やユニバーサルデザイン*に考慮した建築物のバリアフリーの促進に努めてきました。（6-①）
- アンケート結果では、外出するときに困っていることとして、「建物の階段・段差」の割合が高くなっています。（6-②）
- アンケート調査結果では、外出する際に困ることとして「利便性が悪い」「移動手段が少ない」と感じている障がいのある人がいます。（6-③）
- 障がいのある人に対し、移動支援等の外出しやすい環境づくりや、ユニバーサルデザインに考慮したむらづくりを推進していくことが必要です。（6-④）

- 防災対策の充実として、障がいのある人の災害時等の緊急事態に迅速に対応するため、地域支援ネットワーク体制の整備等を進めてきました。（6-⑤）
- 災害発生時における避難行動に支援が必要な方に対して、地域の人々が協力して助け合う共助の推進に取り組むことで、障がいのある人の援護体制の強化を図っていく必要があります。（6-⑥）
- アンケート調査では、地震や台風などの災害が発生した場合に、「一人で避難できる」の割合が4割となっていますが、一方で、「介助者がいれば避難できる」の割合も4割となっています。（6-⑦）
- アンケート調査では、地震や台風などの災害時に、困ると思われることとして、「災害が起こった際の情報をすぐに得られない」「災害が起こった際、周囲の状況などが理解できない」「避難所で障がいにあっただ対応をしてくれるか心配である」の割合が高くなっています。（6-⑧）
- 地域住民が主体となった避難所ごとの管理運営体制の構築、災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の強化、避難生活における安全・安心の確保等に向け、地域全体で取り組んでいくことが必要です。（6-⑨）





障がい者計画

1 基本理念

原村障がい者計画（平成30年度（2018年度）～令和2年度（2020年度））では、「障がいの有無に分け隔てなく 共に理解し支え合う 自立と社会参加のむら 原村」を基本理念とし、計画を推進していることから、これを障がい者分野の基本理念とします。

本計画においても、この理念及び目標をふまえ、計画を推進します。



|| 2 SDGs 達成への貢献

平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、国際社会全体の目標として、2030年を期限とする「持続可能な開発目標（SDGs）」が位置付けられました。

SDGsでは、持続可能な世界を実現するために、「質の高い教育をみんなに」「人や国の不平等をなくそう」「住み続けられるまちづくりを」など17の目標と、具体的に達成すべき169のターゲットを設定し、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

これらの目標は、各国政府による取組だけでは達成が困難であり、企業や地方自治体、そして一人ひとりに至るまで、すべてのひとの行動が求められている点がSDGsの大きな特徴です。

グローバル化が進んだ現代においては、国境を越えて影響を及ぼす課題に、より一層、国際社会が団結して取り組む必要があります。SDGs達成に向けた一人ひとりにできることをしっかりと考え、一歩踏み出す姿勢が求められています。

SDGsの推進は、本計画と同じ方向を示すものであることから、本計画の着実な推進を通して、SDGsの達成に貢献します。

[主に関連するSDGs目標]

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



|| 3 基本目標

(1) 障がい者に対する理解の促進

地域で共に暮らす障がいのある人とない人の相互理解のため、障がいへの正しい理解を深めるための普及・啓発活動や、障がいのある人との交流活動や福祉教育、ボランティア活動等を推進し、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりを進めます。

(2) 相談体制の充実と権利擁護の推進

障がいの程度や生活の状況に応じたサービスを自らが適切に選択し、利用できるよう相談や支援を行い、障がいのある人に寄り添ったケアマネジメントを推進します。

また、身近な生活の相談から障がい福祉サービスに至るまで、関係機関との連携を図り、障がいのある人本人を中心とした相談や情報提供などの支援を推進します。

すべての障がいのある人が、障がいのある人でない人と平等に基本的人権を有するとして、村民の障がいへの理解を進め、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を推進し、障がいのある人の自立と社会参加を支援します。

(3) 療育・保育・教育の充実

障がいのある子どもの能力や個性を最大限に伸ばすためには、早期の療育支援や子どもの特性に合った指導が重要です。そのため、障がいの早期発見、早期療育のための体制の充実に努めます。

また、障がいのある子どもを受け入れる保育施設、学校施設等の環境改善に努めるとともに、障がいの有無にかかわらず、ともに学ぶインクルーシブ教育の考えを踏まえた、特別支援教育の充実や地域・学校における支援体制の整備を推進し、障がいのある子どもが、その有する能力を最大限発揮することができるよう努めます。

(4) 保健・医療・福祉サービスの充実

障がいのある人が身近な地域において、保健・医療サービス、リハビリテーション等が受けられる体制づくりをめざすとともに、障がいのある人が身体の健康保持や増進に必要な支援を受けることにより、自らの「健康」や「体力」について、現在よりも安心感が得られるよう、継続した保健・医療および福祉サービスの量的・質的な充実を図り、自立生活に向けた福祉的支援体制を構築します。

障がいのあるすべての人が住み慣れた地域で暮らしていくために、障がいのある人が主体的に必要なサービスを選択できるよう、日常生活を支援するための福祉サービスや、困りごとなどを身近に相談できる支援体制の充実を図っていきます。

また、障がいのある人が、身近な地域で自立した生活を送り、地域における活動に積極的に参加し、交流を図ることのできるまちづくりを進めます。

(5) 就労・社会参加の促進

働く意欲のある障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労へ向けた支援や就労定着のための支援を推進するとともに、一般就労が困難である人には福祉的就労の充実を図り、総合的な支援を推進します。

障がいの有無に関わらず、社会活動に参画し生きがいのある暮らしを送ることができるよう、円滑に学習活動や文化芸術活動、スポーツ、レクリエーションを行うことができる環境の更なる整備等を推進します。

(6) 福祉のむらづくりの推進

生活環境の整備や防災対策の推進を図るとともに、地域の生活課題に対する問題意識を共有し、誰もが安心して暮らせる環境づくりに努めます。



第4章

施策の展開

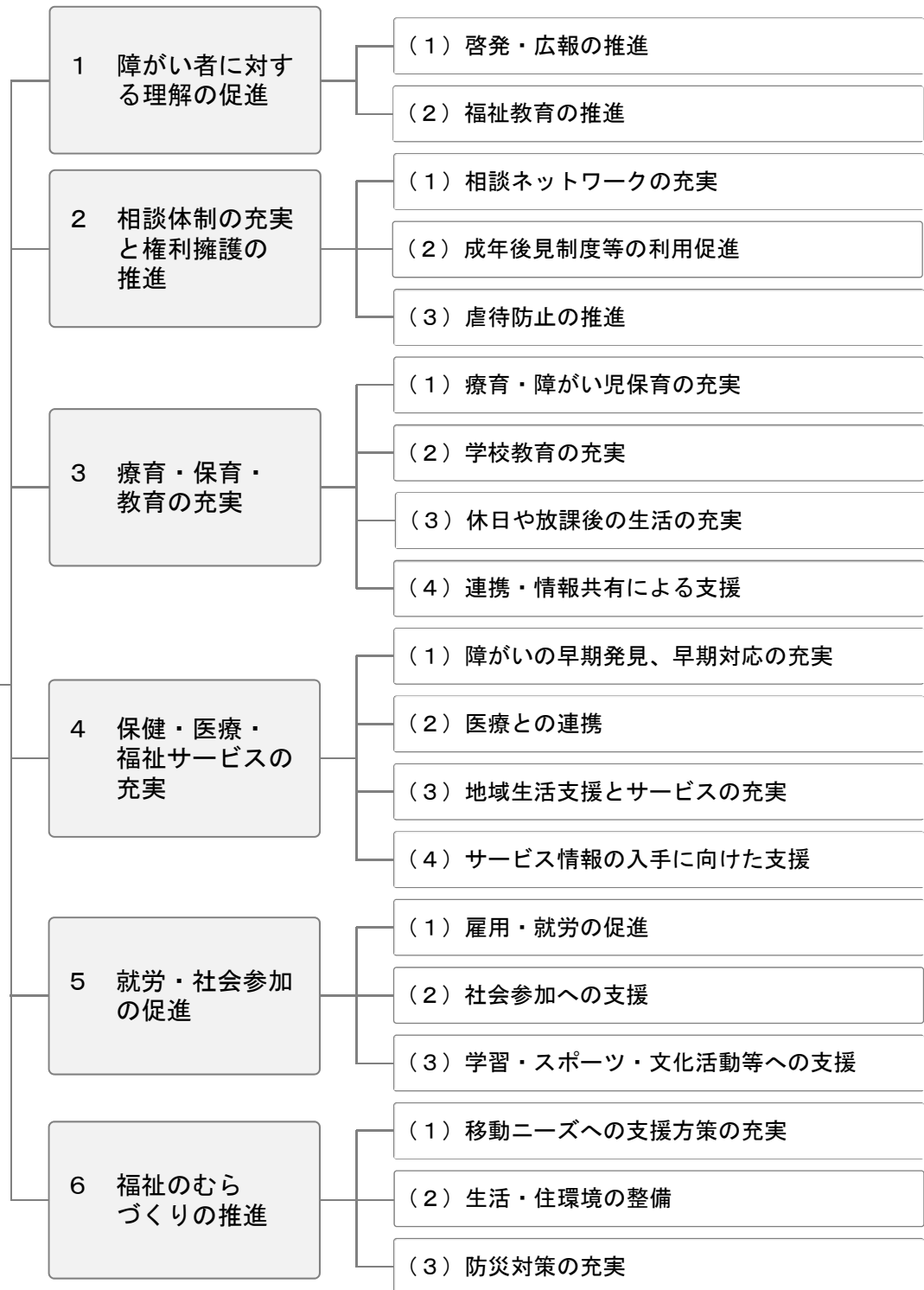
施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向性]

障がいの有無に分け隔てなく 共に理解し支え合う 自立と社会参加のむら 原村



基本目標 1 障がい者に対する理解の促進

(1) 啓発・広報の推進

障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる社会をつくっていくために、すべての村民に対して、障がいに対する理解を深めるための情報や福祉サービス等について広報・啓発するとともに、関係機関との連携等のさらなる充実を図ります。

【主な取組】

○積極的な啓発・広報の推進

【課題との関連性：1-①、1-⑨】

- ・村の広報媒体やパンフレット等を活用し、積極的に啓発・広報を推進するとともに、障がい者週間に合わせて啓発を行うなど、さらなる啓発・広報を推進していきます。

○障がいのある人との交流機会の充実

【課題との関連性：1-①】

- ・障がいや障がいのある人への理解を深めるために民生児童委員や社会福祉協議会、ボランティア活動団体をはじめ、自治組織やサービス提供事業所等での障がいのある人との交流を進めます。

○障がい者の生活支援の充実

【課題との関連性：1-③】

- ・障がいのある人との交流機会を通じて地域における障がいのある人の生活支援を充実していくために、行政や相談機関とのつなぎ役を担っていただけるよう、啓発します。

(2) 福祉教育の推進

障がいのある人とない人が地域でともに暮らす中で、互いの心の隔たりを埋めるため、障がいへの正しい理解を深めるための福祉教育活動に取り組むほか、地域交流、ボランティア活動等を促進し、すべての人が交流できる機会や場を拡充するとともに、障がいのある人が地域の様々な場に参加しやすい環境づくりを一層進めます。

【 主な取組 】

○福祉体験学習の機会の充実

【課題との関連性：1-②、1-⑩】

- ・障がいのある人への正しい理解と認識を深め、福祉教育を推進するために、福祉体験・実習の受け入れや、小中学校等に対し福祉体験学習の機会を充実していきます。

○障がい者福祉への理解の促進

【課題との関連性：1-④、1-⑤、1-⑥、1-⑦、1-⑧、1-⑨】

- ・小中学校において、すでに実施している児童生徒の特別支援学級と通常学級との交流をさらに深め、地域住民と障がいのある人との相互交流・相互理解を促進します。



基本目標 2 相談体制の充実と権利擁護の推進

(1) 相談ネットワークの充実

障がいの程度や生活の状況に応じたサービスを自らが適切に選択し、利用できるよう相談や支援を行い、障がいのある人に寄り添ったケアマネジメントを推進します。

また、身近な生活の相談から障がい福祉サービスに至るまで、関係機関との連携を図り、障がいのある人本人を中心とした相談や情報提供などの支援を推進します。

【主な取組】

○地域における相談ネットワークの充実

【課題との関連性：2-①、2-③】

- ・障がいのある人の身近な相談業務の充実を図るために、平成26年12月から諏訪圏域の基幹相談支援センター※となった「諏訪圏域障がい者総合支援センターオアシス」を中心に相談支援事業所や民生児童委員、原村社会福祉協議会等と協働し、地域における相談ネットワークの充実を図っています。

○気軽に安心して相談できる体制の整備

【課題との関連性：2-②、2-③】

- ・村内では、関係相談窓口の連携を強化し、障がいの種別程度を問わず、障がいのある人が様々なサービスの中から自分の生活に必要なサービスを選び、利用しながら、地域で暮らすことができるよう、相談者の様々なニーズにあった気軽に安心して相談できる体制を整備します。

○相談窓口となる施設の利用促進

【課題との関連性：2-④】

- ・「成年後見支援センター」や「地域活動支援センター※」など相談窓口となる施設を知らない障がいのある人もいることから、さらなる情報提供を行い、利用促進を図ります。

○相談窓口や事業等の周知・啓発

【課題との関連性：2-④、2-⑤】

- ・障がいのある人の権利擁護を推進するため、相談窓口や事業等の周知・啓発活動を進めるとともに、日常生活上の法的問題等への対応を強化します。

(2) 成年後見制度等の利用促進

障がいのある人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重するとともに、成年後見制度の適切な利用を促進します。

【 主な取組 】

○成年後見支援センターの利用促進

【課題との関連性：2-⑥、2-⑦、2-⑧、2-⑨】

- ・成年後見支援センターを知らない障がいのある人もいることから、さらなる情報提供を行い施設の利用促進を図ります。

(3) 虐待防止の推進

障がい者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行い、障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援を行います。

【 主な取組 】

○差別解消に向けた取組

【課題との関連性：2-⑦】

- ・障がい者総合支援法や障がい者差別解消法の成立を踏まえ、市民後見人制度の周知や、差別解消に関する取組を行います。

○虐待の早期発見・早期対応

【課題との関連性：2-⑥】

- ・障がいのある人に対する虐待の周知・啓発を図るとともに、虐待の早期発見・早期対応できる体制を確立するため、関係機関と連携して体制を構築します。

基本目標 3 療育・保育・教育の充実

(1) 療育・障がい児保育の充実

保護者が抱えている不安や疑問にできる限り早く対応していくよう、障がいの早期発見及び相談支援体制を強化します。

また、関係機関との連携を強化し、早期療育に向けた支援を行います。

【主な取組】

○早期療育体制の充実

【課題との関連性：3-①、3-③、3-⑤】

- ・乳幼児期から幼児教育・保育・学校教育における一貫した療育支援体制の整備を図ります。3歳児未満の母子通園実施に向けた検討を行います。

○地域療育の連携の推進

【課題との関連性：3-①】

- ・障がい児施設、保育所・幼稚園、学校をつなぐ地域療育の連携を進めるために、障がい児支援利用計画作成を個々に進め対応します。

(2) 学校教育の充実

障がいの有無によって分け隔てられることなく、尊重し合う共生社会の実現に向けて、児童・生徒一人ひとりの発達程度、障がいの状態、適応状況、教育的ニーズ等に応じた教育や多様な学びの場の充実を図ります。

【主な取組】

○障がいの種別や発達の状態の理解

【課題との関連性：3-②、3-④】

- ・小・中学校では、関係機関と連携し、障がいの種別や発達の状態の理解に努め、一人ひとりの教育的な課題を踏まえた教育支援と指導方法の工夫に努めます。

○相談活動の推進

【課題との関連性：3-④】

- ・学校の教育や就学の相談に努めるとともに、将来にわたっての見通しが持てるように相談活動の推進に努めます。

○交流及び共同学習の機会の充実

【課題との関連性：3-⑥】

- ・将来にわたって地域で暮らしていく礎とするためにも特別支援学級と通常学級との交流をさらに深めるとともに、特別支援学校児童生徒との副学籍事業による交流及び共同学習の機会をさらに充実させます。

(3) 休日や放課後の生活の充実

障がい児通所支援事業所が増える中、障がいがある児童の療育を行う児童発達支援や放課後等デイサービスの支援については、各ガイドラインを活用し、専門的な知識・経験を有する従事者の配置を求めるなど、質の向上や支援内容の適正化を図ります。

【主な取組】

○正しい生活指導の実施

【課題との関連性：3-⑦】

- ・昼間、保護者が家庭にいない長野県諏訪養護学校に通う児童及び生徒（以下「児童生徒」という。）に対して正しい生活指導を行うとともに、児童生徒の健全育成を図るため、引き続き近隣市町と連携して原村養護学校学童クラブでの受け入れを進めます。
- また、放課後等デイサービス事業所を把握しサービス利用につなげていきます。

(4) 連携・情報共有による支援

保健・医療・福祉が連携し、妊娠期からの母子の健康増進に向けた母子保健対策や相談・支援体制を充実します。

【主な取組】

○総合的な相談・支援体制の整備

【課題との関連性：3-③】

- ・保健、医療、福祉、教育など関係部署が連携し、総合的な相談・支援体制を整備するとともに、障がいの早期発見・療育、情報交換を進め、乳幼児期からの情報の共有により支援します。

基本目標 4 保健・医療・福祉サービスの充実

(1) 障がいの早期発見、早期対応の充実

身体障がいのある子ども、知的障がいのある子ども、発達障がいのある子どもにとって、障がいの早期発見と早期療育が重要です。健康診査等の機会を通じ、適切な支援や療育につなげます。

【主な取組】

○相談・指導体制の充実

【課題との関連性：4-①】

- ・妊産婦・新生児については保健師が訪問し、早期対応を推進するとともに、健診でのきめ細かな相談・指導体制の充実を図ります。

○生活習慣病予防の促進

【課題との関連性：4-②】

- ・障がいのある人の基本健診の受診を促進し、障がいの一因となる脳血管疾患や糖尿病などの生活習慣病予防に努めます。

(2) 医療との連携

医療的ケアが必要な障がいのある人の増加や、高齢で障がいのある人、精神障がいのある人等に対応した、保健・医療サービスと福祉サービスとの連携を図り、地域で暮らし続けていくための協議を進めていきます。

健康診査や健康相談などの実施により、障がいの早期把握に努め、状態に応じた適切な支援を提供します。

障がいを軽減し、障がいのある人の自立を促進するためには、医療やリハビリテーションが重要な役割を果たしています。そのため、身近な地域で専門性の高いリハビリや医療サービスが受けられるよう、量的・質的な充実を図るとともに、各医療機関における連携の強化を図ります。

身近な生活の相談から障がい福祉サービスに至るまで、関係機関との連携を図り、障がいのある人本人を中心とした相談や情報提供などの支援を推進します。

【 主な取組 】

○難病患者や障がい者に対する適切な対応

【課題との関連性：4-③】

- ・ 専門的な医療を必要とする難病患者や障がいのある人に対しては、医療機関と連携を図り、適切に対応します。特に、精神障がい者にあつては、ケア会議等を通じて主治医との連携に努めていきます。

○制度の周知と利用の促進

【課題との関連性：4-⑫】

- ・ 障がいのある人の医療費負担を軽減するために、可能な限り医療費特別給付金制度を継続するとともに、制度の周知と利用の促進を図ります。

○健康相談、訪問指導の充実

【課題との関連性：4-⑩】

- ・ 障がいのある人やその家族の健康の保持増進のため、健康教室等の充実を図り、生活習慣病の予防や健康増進、心の健康づくりなど健康に関する意識の普及啓発や健康相談、訪問指導の充実に努めます。

○迅速な情報提供

【課題との関連性：4-⑫】

- ・ 医療機関や民生児童委員、その他関係機関からの連絡に基づき、保健・医療・福祉サービスに関する迅速な情報提供を図ります。

○専門家との連携、強化

【課題との関連性：4-④】

- ・ 各医療機関や相談事業所等の専門家と連携、連絡によることで、各種サービスに関する強化を図ります。連携と強化していくことにより、包括的な教養を身につけ、各種サービスへとつなげていきます。

(3) 地域生活支援とサービスの充実

障がいのある人のニーズに応じて、在宅の障がいのある人に対する日常生活又は社会生活を営む上での居宅介護、重度訪問介護、同行援護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図ります。

多様なニーズに対応した福祉サービスの充実を図るとともに、グループホーム※など地域における生活基盤の整備に引き続き取り組みます。

障がいのある人が住み慣れた地域で生き生きと暮らしていくため、多様化するニーズに対する相談やサービスに対応できるよう、それぞれの支援体制の充実を図ります。

【 主な取組 】

○ケアマネジメント体制の確立

【課題との関連性：4-⑧】

- ・ホームヘルプサービス、ショートステイ、デイサービス事業は、サービス提供体制の質及び量の充実を図るとともに、利用者に対するケアマネジメント体制を確立します。

○障がい者の自立支援

【課題との関連性：4-⑩】

- ・諏訪圏域障がい者総合支援センターオアシスなどと連携を図り、障がいのある人の自立を支援します。

○情報提供及び事業者との連携強化

【課題との関連性：4-⑤、4-⑫】

- ・障がいのある人の自立促進を図るために、各施設との連携強化を図ります。また、サービスの情報提供及びサービス提供事業者とのさらなる連携強化を図ります。

○相談・作成ができる体制づくりの検討

【課題との関連性：4-⑫】

- ・サービスの利用促進を図るため、原村社会福祉協議会で障がい者支援計画の相談・作成ができる体制づくりの検討を進めていきます。

○各種サービスの効果的な実施

【課題との関連性：4-⑥、4-⑦、4-⑨、4-⑪、4-⑫】

- ・関係機関と連携し、障がいのある人のニーズを的確に把握し、障がいのある人に関する保健・医療・福祉・教育等にかかる各種サービスが効果的に実施されるよう、調整を図ります。

(4) サービス情報の入手に向けた支援

障がいのある人が、障がいがあることにより意思疎通に困難が生じ、必要な情報が得られず社会生活や社会活動に支障をきたすことがないように、障がいの特性に応じた多様な方法による情報提供サービスを充実させます。

【主な取組】

○情報入手の支援

【課題との関連性：4-⑫】

- ・保健・医療・福祉に関する情報の一元化を検討し、障がいのある人が様々なサービスの情報を入手できるような支援を行います。

○環境整備の検討

【課題との関連性：4-⑫】

- ・「原村障がい者福祉ガイドブック」などの配布や広報媒体を活用して提供する仕組みの充実を図るとともに、誰もが必要な情報を容易に入手できるような環境整備を検討します。

基本目標 5 就労・社会参加の促進

(1) 雇用・就労の促進

働く意欲のある障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労へ向けた支援や就労定着のための支援を推進するとともに、一般就労が困難である人には福祉的就労の充実を図り、総合的な支援を推進します。

【主な取組】

○障がい者雇用の啓発

【課題との関連性：5-①、5-⑤】

- ・障がいのある人の雇用対策として、「障がい者雇用促進法」において、まず、企業に対しての障がい者雇用枠の障がい者雇用率制度があります。そして、障がいのある人の雇用の促進と安定を図るために、公共職業安定所などの関係機関と連携して村内事業所への障がい者雇用の啓発を行います。

○関係者との連携による就労支援の推進

【課題との関連性：5-③、5-⑤】

- ・労働・保健・医療・福祉・教育等の関係者との連携による障がいのある人の就労支援を推進します。

○就労定着支援サービスによる就労支援の推進

【課題との関連性：5-④、5-⑤】

- ・「改正障がい者雇用促進法」により、事業主に対する「差別の禁止」「合理的配慮の提供義務」等の遂行が一層求められるとともに、就労定着支援サービスとともに一層の就労支援を推進します。

○地域活動支援センターの運営

【課題との関連性：5-④、5-⑤】

- ・地域活動支援センターの運営については、県の施策との整合を図りながら、運営内容の充実に努めます。

(2) 社会参加への支援

障がいのある人が社会の様々な分野に参加していくため、社会参加に関する情報提供や交流の機会の充実を図ります。

地域に根差して活動している団体を支援するとともに、活動を継続するため新たな担い手を確保していきます。

ボランティア活動や村民活動を行う団体への支援を一層充実していくとともに、関係機関・団体との連携強化を促進します。

【主な取組】

○社会参加の促進

【課題との関連性：5-②】

- ・社会参加を促進するために、引き続き外出支援事業や重度心身障がい者等タクシー利用料金助成事業を実施しますが、通院を含め、移動手段を確保できない障がいのある人のための移送サービスについては、福祉輸送サービスで支援を行っています。

○手話通訳者やガイドヘルパー※の養成、派遣

【課題との関連性：5-⑥】

- ・障がいのある人の多様なニーズに応じたサービスを提供するため、手話通訳者やガイドヘルパーなどの養成や派遣に努めます。

○団体の育成・支援

【課題との関連性：5-⑥】

- ・障がいのある人の社会参加を促進するうえで、障がいのある人やその関係者による地域住民とのかかわりをもった組織的活動が重要になります。障がい者関係団体やボランティア団体等の諸活動に対する助言、支援をはじめ、これら団体の育成・支援に努めます。

○情報の提供、相談の実施

【課題との関連性：5-⑥】

- ・ボランティア団体等の活動を促進させるために、社会福祉協議会にボランティア活動の中核的役割を担うコーディネーターを設置し、情報の提供や相談、連絡調整等を行います。

○ボランティア活動の参加機会の拡充

【課題との関連性：5-⑥】

- ・ボランティア講座や研修会などを開催し、ボランティアの育成を図るとともに、学校や福祉施設等と連携を図りながら、ボランティア活動の参加機会の拡充を図ります。

(3) 学習・スポーツ・文化活動等への支援

安全かつ有効に活用できる生涯学習活動の場の充実を図るとともに、スポーツ・文化・レクリエーション活動を通して障がいのある人と地域とのふれあい、社会参加や生きがいづくり活動を支援します。

【 主な取組 】

○広報・啓発活動の推進

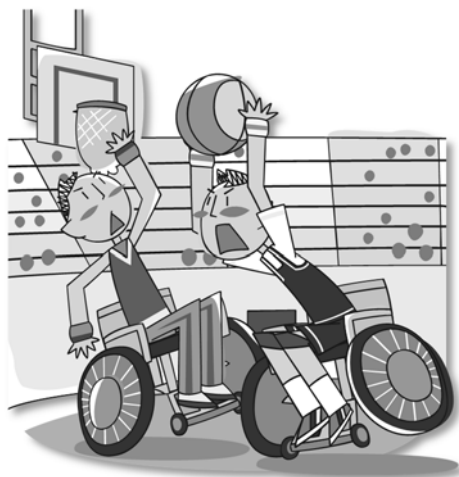
【課題との関連性：5-②、5-⑥】

- ・障がいのある人もない人も、誰もが気軽に学習の場やスポーツ、行事などに参加でき、文化・芸術活動の振興を図るため、広報・啓発活動を一層推進します。

○余暇活動の支援

【課題との関連性：5-②】

- ・地域住民の一人として地域行事に参加する機会が持てるよう、余暇活動を支援します。



|| 基本目標 6 福祉のむらづくりの推進

(1) 移動ニーズへの支援方策の充実

障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、公共交通機関等の整備を進め、移動・交通対策を推進していきます。

【主な取組】

○移動ニーズに対する支援

【課題との関連性：6-③、6-④】

外出の際の移動などの支援により、社会活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

(2) 生活・住環境の整備

障がいのある人の自立と社会参加を支援し、誰もが安全に快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障がいのある人が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき障がいのある人に配慮したまちづくりを推進します。

【主な取組】

○バリアフリーの促進

【課題との関連性：6-①、6-②、6-③、6-④】

- ・障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、バリアフリー法に基づき交通施設のバリアフリーの促進や公共施設の改修、新築等の整備にあってはユニバーサルデザインに考慮して建築物のバリアフリーの促進に努めます。

○相談・支援体制の実施

【課題との関連性：6-④】

- ・住宅改修に関する相談・支援体制も引き続き実施します。

(3) 防災対策の充実

障がいのある人が地域で安心、安全に生活できるよう、防災訓練の実施や、自主防災組織の拡充、障がいのある人に対する適切な避難支援やその後の安否確認を行える体制整備をはじめとした防災対策を充実します。

【 主な取組 】

○支援体制の整備

【課題との関連性：6-⑤、6-⑥、6-⑦、6-⑨】

- ・平成25年6月の災害対策基本法の一部改正及び平成26年7月原村地域防災計画の改定に沿った支援体制の整備を進めます。

○地域支援ネットワーク体制の整備

【課題との関連性：6-⑤、6-⑥、6-⑨】

- ・障がいのある人の災害時等の緊急事態に迅速に対応するために、区をはじめ民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、ボランティア活動団体、消防署、関係機関からなる地域支援ネットワーク体制の整備を進めます。

○防災知識の普及・啓発

【課題との関連性：6-⑦、6-⑧、6-⑨】

- ・平常時から一人暮らしをはじめとする障がいのある人の実態等の把握に努めるとともに、原村障がい者等防災・避難マニュアルの活用や避難訓練への障がいのある人の積極的な参加を促し防災知識の普及・啓発を図ります。



第 5 章 第 6 期障がい福祉計画

1 第 5 期障がい福祉計画における目標の進捗状況

(1) 施設入所者の地域生活への移行

①地域生活への移行者数

項目	目標値	実績値 (見込み)	備考
地域生活移行者数 (令和2年度末目標値)	1人	0人	平成28年度末時点の施設入所者の9%以上が地域生活へ移行

②施設入所者の削減数

項目	目標値	実績値 (見込み)	備考
令和2年度末時点の施設入所者の削減数(見込み)	1人	0人	平成28年度末時点の施設入所者から9%以上削減

(2) 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行

項目	目標値	実績値 (見込み)	備考
令和2年度の一般就労移行者数	4人	2人	

②就労定着支援事業の利用者

項目	目標値	実績値 (見込み)	備考
令和2年度末時点の就労定着利用者	0人	1人	事業所の育成と利用者増を図り、定着率50%以上を目指す。

2 第6期障がい福祉計画における数値目標設定について

障がい者総合支援法第88条に基づく「障がい福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「障がい児福祉計画」の成果目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本村における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和5年度を目標年度として設定します。

また、成果目標を達成するための活動指標となる、計画期間の各年度における取組の量を定めます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

目 標 値		設定の考え方
令和5年度末までの地域生活移行者数	1人	●国指針：令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行
令和5年度末の施設入所者数	13人	●国指針：令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市町村ごとの保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者における目標設定及び評価	地域での受け入れ環境の整備 1回	地域での受け入れ環境の整備 1回	地域での受け入れ環境の整備 1回

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

目 標 値	
地域生活支援拠点等の数	1か所
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討の回数(回/年)	年4回以上検証、検討

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

目 標 値	
令和5年度までの一般就労移行者数	3人
令和5年度までの一般就労移行者数（就労移行支援）	1人
令和5年度までの一般就労移行者数（就労継続支援A型）	1人
令和5年度までの一般就労移行者数（就労継続支援B型）	0人
令和5年度までの一般就労移行者数（生活介護・自立訓練（機能訓練/生活訓練））	1人
令和5年度における就労定着支援事業の利用者数	1人 (33%)

(5) 相談支援体制の充実・強化等

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施の見込み	有 期間相談支援センターに委託	有 期間相談支援センターに委託	有 期間相談支援センターに委託
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の回数	22回	25回	28回
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	6件	7件	8件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込み	8回	9回	10回

(6) 障がい福祉サービス等の質の向上

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等への市町村職員の参加人数	1人	1人	1人
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有する体制の有無及びその実施回数	岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村で実施	岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村で実施	岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村で実施

3 障がい福祉サービス

(1) 訪問系サービス

サービス	概要
居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がい者や精神障がい者が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障がい者等包括支援	常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に提供します。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	人分	2	4	5	5	6	7
	時間分	47	57	61	78	88	103
重度訪問介護	人分	0	0	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0	0	0
同行援護	人分	0	0	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0	0	0
行動援護	人分	0	0	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0	0	0
重度障がい者等包括支援	人分	0	0	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0	0	0

② 見込量確保の方策

- 居宅介護は、引き続き地域での生活が主となり、同程度で推移すると考えられます。
- 重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援は利用者がいませんが、必要に応じてサービス提供を行います

(2) 日中活動系サービス

サービス	概要
生活介護	障がい者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者または難病を患っている人等に対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がいのある人等の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい者または精神障がい者に対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がいのある人の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がいのある人に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援 (A型)	企業等に就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援 (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人に対し、生産活動等の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
就労定着支援	一般就労した障がいのある人が、職場に定着できるよう支援する事業です。施設の職員が就職した事業所等を訪問することで、障がいのある人や企業を支援します。
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障がいのある人のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供します。
福祉型 短期入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に障がい者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。
医療型 短期入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に病院、診療所、介護老人保健施設に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人分	23	25	27	27	27	28
	人日分	431	508	534	594	594	616
自立訓練 (機能訓練)	人分	0	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人分	1	1	1	1	1	1
	人日分	20	10	15	22	22	22
就労移行支援	人分	1	1	1	1	1	1
	人日分	20	23	20	22	22	22
就労継続支援 (A型)	人分	7	5	5	7	8	9
	人日分	140	112	107	154	176	176
就労継続支援 (B型)	人分	9	9	9	10	10	11
	人日分	124	131	140	220	220	242
就労定着支援	人分	0	0	1	1	1	1
療養介護	人分	2	2	2	2	2	2
福祉型短期入所	人分	3	2	2	2	2	2
	人日分	23	18	17	10	10	10
医療型短期入所	人分	1	1	0	1	1	1
	人日分	1	2	0	2	2	2

② 見込量確保の方策

- 生活介護は、引き続き地域での生活が主となり、同程度で推移すると考えられます。
- 自立訓練は、生活訓練について実績があり、引き続き同程度で推移と考えられます。機能訓練は実績がなく、今後も該当者はいないと見込みました。
- 就労移行支援は、今後も就労支援を推進することから、利用することを基本に設定しました。
- 就労継続支援は、実績があり、利用要望や今後も就労支援を推進することから、同程度で推移と考えられます。
- 就労定着支援は、実績が少ないですが、必要に応じてサービス提供を行います。
- 療養介護は、現在2人の利用実績があり、今後の見通しとして変更がないことから2～3人と設定しました。
- 短期入所は、地域での生活が主となり利用者は増加すると考えられます。短期入所は受け皿となる施設の不足が課題となっているため、その対応を諏訪圏域全域で取り組んでいきます。

(3) 施設・居住系サービス

サービス	概要
共同生活援助	障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	入所施設や共同生活援助を利用している障がいのある人へ、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	人分	8	7	8	8	8	8
施設入所支援	人分	12	13	14	13	13	13
自立生活援助	人分	0	0	0	0	0	0

② 見込量確保の方策

- 共同生活援助は、引き続き地域生活を推進することにより、同程度で推移すると考えられます。
- 施設入所者は、地域生活への移行を考慮し、同程度で推移すると考えられます。
- 自立生活援助は、利用者がいませんが、必要に応じてサービス提供を行います。

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

サービス	概要
計画相談支援	障がい福祉サービス利用申請時の「サービス等利用計画」等の作成やサービス支給決定後の連絡調整を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入院している精神障がい者等に対する住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を行います。
地域定着支援	居宅において単身生活をする障がいのある人に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人分	9	11	15	17	17	18
地域移行支援	人分	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人分	1	0	0	0	0	0

② 見込量確保の方策

- 計画相談支援は、利用者が増加し、引き続き同程度で推移すると考えられます。また、計画の作成を原村社会福祉協議会でできるように検討を進めるなど、支援サービスの提供体制の充実を図っていきます。
- 地域移行支援は実績がありませんが、必要に応じてサービス提供を行います。



4 地域生活支援事業

(1) 相談支援事業

サービス	概要
相談支援事業	障がいのある人や障がい児の保護者の様々な相談に応じる、総合相談窓口機能の充実を図ります。
障がい者相談支援事業	障がいのある人等からの相談に応じ、必要な援助を行います。当村では原村地域福祉センターと諏訪圏域障がい者総合支援センターオアシスで実施しています。
地域自立支援協議会の設置	地域の障がい福祉に関するシステム構築の中心的役割を果たします。当村においては諏訪圏域障がい者総合支援センターオアシスに事務局を置き、広域で設置しています。
市町村相談支援機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、専門的職員等を配置し、相談支援機能の強化を図ります。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者相談支援事業	箇所	0	0	0	0	0	0
基幹相談支援センター	実施状況	1	1	1	1	1	1
市町村相談支援機能強化事業	設置状況	1	1	1	1	1	1

② 見込量確保の方策

- 今後とも諏訪圏域障がい者総合支援センターオアシスと連携を図りながら引き続き相談支援事業の充実を図っていきます。

(2) 成年後見制度利用支援事業

サービス	概要
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者、精神障がい者に対し成年後見制度の利用を支援し、権利擁護を図ります。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	0	0	1	1	1	1

② 見込量確保の方策

- 成年後見支援センターが整備され、専門的な相談が受けられるようになったことから、今後利用者が増加すると見込んでいます。

(3) 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）

サービス	概要
意思疎通支援事業 (手話通訳者・要約筆記者派遣)	意思疎通を図ることに支障のある障がいのある人等に手話通訳者等の派遣を行います。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者等派遣利用回数	回数	0	0	0	0	0	0
手話通訳者設置回数	回数	0	0	0	0	0	1

② 見込量確保の方策

- 当村内に要約筆記者は1名いますが、手話通訳士は圏域内設置者によっています。当事業の該当はありませんが、令和3年度以降は年間1件の設置を見込んでいます。

(4) 日常生活用具※給付等事業

サービス	概要
日常生活用具給付等事業	重度の障がいのある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護訓練支援用具	件	0	0	0	1	0	0
自立生活支援用具	件	1	0	0	1	0	1
在宅療養等支援用具	件	1	0	1	0		
情報・意思疎通支援用具	件	0	0	0	0	1	0
排泄管理支援用具	件	160	157	160	159	160	162
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	0	0	0	0	0	0

② 見込量確保の方策

- 現状では該当件数のない支援用具もありますが、すべての支援用具の件数が増加すると考えられます。

(5) 手話奉仕員養成研修事業

サービス	概要
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等との交流活動の促進、村の広報活動などの支援者として日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員養成研修を実施します。平成26年度から諏訪広域県内市町と一緒に実施しています。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	実講習修了者数	1	1	0	2	2	2

② 見込量確保の方策

- 手話ボランティア・通訳者の育成のための講習会を継続して実施するなど、必要な人材の育成・確保に努めます

(6) 移動支援事業

サービス	概要
移動支援事業	移動が困難な障がいのある人に対して、外出時の送迎を行います。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援	実利用者数	3	2	1	2	2	2
	延べ利用時間	176	126	108	100	120	130

② 見込量確保の方策

- 実績では年間2～3人が利用しています。今後、時間が増加すると見込んでいます。

(7) 地域活動支援センター事業

サービス	概要
地域活動支援センター	障がいのある人が通所し、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業	箇所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者数	6	6	6	6	6	6

② 見込量確保の方策

- 平成27年7月から老人憩の家の2階から、原村図書館東側の教員住宅へ活動を移しました。利用者は、引き続き同程度で推移すると見込んでいます。

(8) その他の事業

サービス	概要
日中一時支援事業	障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、介護している家族の就労支援や休息を図ります。
生活サポート事業	居宅介護等の支給決定を受けておらず、支援を受けないと生活に支障が生じる方にヘルパーを派遣します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	契約事業所数	12	8	7	7	7	7
	実利用者数	18	16	16	17	18	19
	実利用時間	239	283	187	207	217	227
生活サポート事業	実利用人数	0	0	0	1	1	1

② 見込量確保の方策

- 日中一時支援事業は、減少傾向にあるため、施設箇所数、実人数、利用時間ともに現状維持を見込んでいます。ただし、圏域内に放課後等デイサービス事業所が増えることにより利用の減少も考えられます。
- 自立支援給付サービス決定までの間の緊急的な措置事業であり、年間1人を見込んでいます。

サービス	概要
理解促進研修・啓発事業	地域社会の住民に対して障がいのある人等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を、教室等開催、事業所訪問、イベント開催などにより行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人等やその家族、地域のみなさまが自発的に行う、ピアサポート、災害対策、孤立防止活動支援、社会活動支援、ボランティア活動支援活動などに対する支援を行います。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等との交流活動の促進、村の広報活動などの支援者として日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員養成研修を実施します。平成26年度から諏訪広域県内市町と一緒に実施しています。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備し、市民後見人の活用も含めた法人後見 [*] の活動を次によりおこないます。実施に当たっては村単独でなく他団体との共同によります。 ・法人後見実施のための研修 ・法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築 ・法人後見の適正な活動のための支援 ・その他、法人後見の活動の推進に関する事業

5 村単障がい福祉サービス事業

事業名	事業の概要	事業分類
原村医療費特別給付金事業 (障がい者)	身障3級以上、療育B1以上、精神2級以上、特定医療費(指定難病)受給者証等、育成・更生医療費受給者証、精神通院医療費受給者証を対象に医療費を給付。	医療
障がい者余暇活動事業	障がいのある人とその介護者のためのリフレッシュ事業として社協が実施する「希望の旅」に補助する。	文化・スポーツ・レク
重度心身障がい者等タクシー利用料金助成事業	重度心身障がい者の年60回を限度としてタクシー中型車初乗料金の額と迎車回送料金の合算した額を補助。	移動支援
身体障がい者用自動車改造助成事業	身体障がい用自動車改造に1件10万円を限度に助成する。	移動支援
原村循環線及び通学通勤支援便運賃割引	障がい者手帳提示者を対象に身体障がい者等運賃を設定(標準運賃から100円～200円割引)。	移動支援
原村障がい児等通所通園事業補助	社会福祉施設への通所通園に要する交通費を補助し、障がい児等の福祉の向上を図る。	移動支援
配食サービス	食事の調理が困難な一人暮らしの障がい者世帯(日中、障がい者のみになる世帯を含む)に弁当を提供し、(1食670円のうち370円補助)併せて安否の確認をする。	介護サービス
生きがいデイサービス	障がいのある人のデイサービスが制度上なくなったが、継続してニーズに応える。	介護サービス
重度心身障がい者福祉年金支給事業	重度心身障がい者を6か月以上介護している者に所得条件を設け支給。	介護慰労金

|| 6 その他の支援

(1) 指定障がい福祉サービス事業者の協力

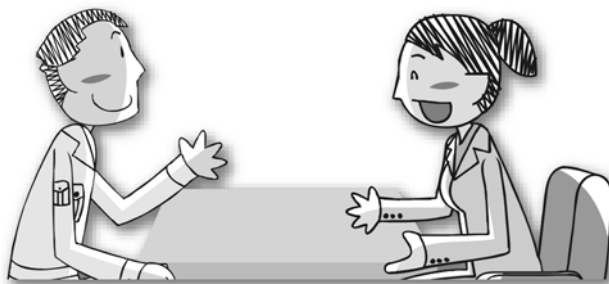
指定障がい福祉サービス事業者は、利用者の人権擁護、虐待防止等のため、責任者を置く等の必要な体制を整備し、従業員に対して研修を実施するように協力を求めます。

(2) 障がい者虐待防止に関する効果的な体制の構築

障がい者虐待の防止と対応に関するマニュアルに沿って、関係機関と連携し虐待事例の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発防止等に取り組みます。また、実情に応じて高齢者や児童の虐待防止に対する取組とも連携しながら、効果的な体制を構築します。

(3) 障がい者就労施設等からの物品等の調達

国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号第9条）の規定に基づき、当該年度の「原村における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定し原村のウェブページへ掲載し周知するとともに、村では積極的に物品・役務を調達いたします。





第 6 章

第 2 期障がい児福祉計画

1 第 1 期障がい児福祉計画における目標の進捗状況

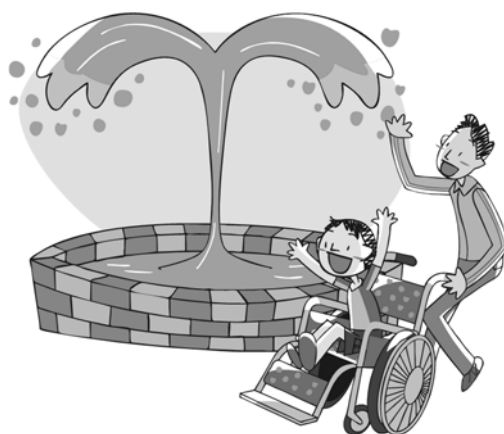
(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

項目	目標値	実績値 (見込み)	備考
児童発達支援センター※の設置	設置	設置	児童発達支援センターの設置を諏訪圏域全体で取り組む。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	確保	確保	訪問支援員の人員確保などを諏訪圏域全体で取り組む。
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	確保	確保	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保を、諏訪圏域全体で取り組む。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置	設置	保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関の協議の場の設置を、諏訪圏域全体で取り組む。
村内の障がい児支援の充実	整備	未整備	総合的子育て支援の拠点となる「子ども子育て支援センター」を整備。

|| 2 第2期障がい児福祉計画における数値目標設定について

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

目 標 値	
令和5年度末までに児童発達支援センター設置	設置済
令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築	設置済
令和5年度末までに児童発達支援事業所及び重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	設置済
令和5年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場	設置済
令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	0人



3 障がい児福祉サービス

サービス	概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がい児に対する児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
保育所等訪問支援	障がい児が通う保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児等の重度の障がい児で、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
障がい児入所支援	重度・重複障がいや被虐待児への対応を図るほか、自立(地域生活移行)のための支援を充実させます。
障がい児相談支援	障がい児通所支援の利用を希望する障がい児に対し、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障がい児支援利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	医療的ケア児に対する総合的な支援を行うサービスです。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人分	2	3	3	4	4	4
	人日分	34	49	52	64	64	64
医療型児童発達支援	人分	0	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人分	3	3	3	4	4	5
	人日分	36	20	20	24	24	30
保育所等訪問支援	人分	0	0	0	1	1	1
	人日分	0	0	0	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援	人分	0	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0	0
障がい児入所支援（福祉型）	児童数	1	1	1	1	1	1
障がい児入所支援（医療型）	児童数	2	2	2	2	2	2
障がい児相談支援	人分	1	1	1	8	8	9
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	0	0	0	0	0

② 見込量確保の方策

- 今後も引き続き、教育・保育等の利用状況も考慮し、子ども・子育て支援法に基づく施策との連携を図った上で、障がい児の支援を進めていきます。





計画の推進体制

関係機関との連携を図りつつ、住民の意見・提案を施策へ実効的に反映するための仕組みを構築し、住民のニーズと地域の特性を勘案しつつ、保健・医療・福祉分野のみならず教育分野なども含めた総合的な推進体制を確立します。

1 行政体制の整備

障がい者福祉に関する施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など広範囲にわたっているため、保健福祉課をはじめとし、幅広い分野における関係各課との連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の実施を図ります。また、計画を推進するにあたっては、今後の制度の改正なども重要となるため、国・県からの情報を収集しながら、制度の改正などの社会情勢の変化をふまえて、施策を展開していきます。さらに、諏訪圏域で行う担当者会議を通じ、近隣市町村との連携や情報交換を行い、サービスの確保に努めます。

本計画をふまえ、関係各課と連携を図りながら、効率よく施策を実施するために、財源を確保します。

2 住民参加による推進体制の充実

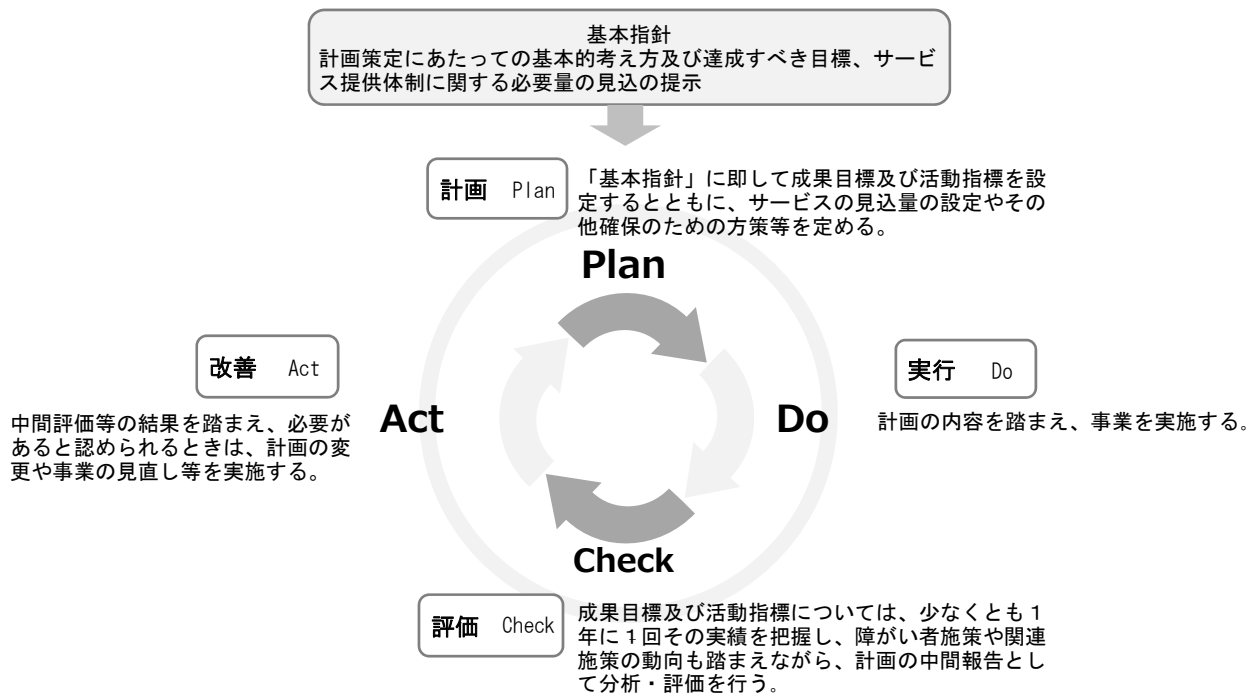
地域における保健・福祉を充実するためには、行政だけでなく、関係団体やボランティア団体などの支援や協力が重要となります。そのため、障がいのある人を対象としたボランティア団体の育成に努めます。

また、「原村障がい者福祉計画推進協議会」での意見や要望を聞きながら、計画を推進していきます。

3 計画の進行管理

本計画で掲げた施策は、保健福祉課を中心に、担当課において施策及び進捗点検を行います。また、「原村障がい者福祉計画推進協議会」の定期的な開催にあわせて、本計画の進捗状況を報告します。ここでは、PDCAサイクルにより、計画の進行管理を行います。

- 計画の実施状況の評価等を行うための体制として、障がい者団体等で構成される外部組織と、庁内の関係者で構成される内部組織を置き、それぞれ連携して評価等を行います。
- 「障がい者総合支援法」のPDCAサイクルに沿って、本計画で設定した成果目標の実績を評価・検討します。なお、目標の未達成の場合は、活動指標など、その課題等についても検討し、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じていきます。





資料編

1 用語説明

	ア 行	
--	-----	--

一般就労

労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労。

医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障がいのある子ども。

	カ 行	
--	-----	--

ガイドヘルパー

脳性まひ等による肢体不自由者や重度の視覚障がい者、あるいは知的障がい者等が外出する時に付き添い、介護するホームヘルパーのこと。外出介護員。そのサービスを「ガイドヘルプサービス」という。

基幹相談支援センター

地域の実情に応じて、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、障がいのある人の権利擁護等の業務を行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。

グループホーム

地域の中にある住宅（アパート、マンション、一戸建て等）において、数人の障がい者等が一定の経済的負担を負って共同生活をする形態。同居あるいは近隣に居住している専任の世話人により、食事の提供、相談、その他の日常生活援助が行われる。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障がいのある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障がいのある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。障がい者差別解消法では、国の機関や地方公共団体等は、合理的配慮の提供が義務化されている。

	サ 行	
--	-----	--

児童発達支援センター

児童発達支援に加えて、施設の有する専門的機能を活かし、地域の障がいのある子どもやその家族への相談、障がいのある子どもを預かる施設への援助、助言をあわせて行うなど、地域における中核的な療育施設。

成年後見支援センター

成年後見制度についての疑問や困りごとについての相談窓口。

成年後見制度

判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）を保護するための制度。財産管理や契約などの手続きが困難な者に対し、本人の行為の代理または行為を補助する者（成年後見人）を選任する。

	タ 行	
--	-----	--

地域活動支援センター

地域活動支援センターⅠ型からⅢ型までである。Ⅰ型は、相談事業を実施することや専門職員を配置することにより、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。Ⅱ型は、地域において雇用・就労が困難な在宅で障がいのある人に対し、機能訓練・社会適応訓練・入浴等を実施する。Ⅲ型は、地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業を実施する。

地域共生社会

社会構造や暮らしの変化に応じて、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すという考え方。

地域生活支援拠点

障がいのある人の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人、子どもの地域生活支援を推進する観点から、障がいのある人、子どもが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、相談、体験の機会、緊急時の対応等の支援を切れ目なく提供できる仕組み。

地域包括ケアシステム

「医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される」という考え方の仕組み。

特別支援学級

特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対して、個々のニーズに応じた適切な教育を行うために、小・中学校に設置する学級。

特別支援学校

専門性の高い教員や施設・設備等による、教育的支援の必要性が大きい児童・生徒の教育を担うとともに、地域の特別支援教育のセンター的役割を果たす学校。従前は盲学校・聾学校・養護学校。

	十 行	
--	-----	--

難病

原因が不明であったり、治療方法が確立していなかったり、後遺症を残す恐れがある病気をいう。経過が慢性的で、医療費がかかることや、介護等に人手を要するために、家族にとっては経済的・精神的な負担が大きくなる。

日常生活用具

障がい者（児）や難病患者の日常生活をより円滑にするための用具。

ハ 行

発達障がい

発達の過程において、脳の機能に育ちにくい部分があったり、うまく働かなかったりして日常生活に何らかの支障がある状態。脳の機能の特徴なので、育て方や環境等によって発達障がいが発現するというものではない。主なものとして、以下のものがある。

- アスペルガー症候群
自閉症と同じ特徴であるが、知的な発達や言葉の発達に遅れのない状態。
- 学習障がい（LD）
基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの。
- 自閉症
①社会性の問題、②コミュニケーションの問題、③特定の活動や興味、想像力の範囲の著しい限局性の3つの領域に発達の偏りがある状態。具体的には相手の気持ちや抽象的なことを理解することが苦手、オウム返し、やり方や手順に極端なこだわりなどが見られる。
- 注意欠陥多動性障がい（ADHD）
注意が必要なときに集中が困難、じっとしてられない、しゃべりすぎと言われる多動性、考えるより先に動いてしまう突発的な行動がみられる衝動性などの3つの特徴が見られる。

バリアフリー

「障がいのある人が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁（バリア Barrier）となるものを除去（フリーFree）する」という意味で、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去」という意味でも用いる。

福祉的就労

一般企業などでの就労が困難な障がい者が、各就労系事業所等で職業訓練等を受けながら働くこと。

ペアレントトレーニング

子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得すること。

ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるように設定された、グループ・プログラムのこと。

法人後見

法人が成年後見人として業務を担うこと。

	ヤ 行	
--	-----	--

ユニバーサルデザイン

特定の年齢・性別・国籍・心身状態の人を対象とするのではなく、様々な違いを超えてすべての人のことを念頭に置いて考慮し、計画・設計することや、そのようにしたもの。

	ラ 行	
--	-----	--

リハビリテーション

障がい者等に対し機能訓練と社会生活への復帰をめざして行われる治療と訓練をいい、医学的、社会的、職業的、教育的、心理学的などの諸領域に分けられる。障がい者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的な訓練プログラムにとどまらず、障がい者のライフステージのすべての段階においての全人間的な復権に寄与し、障がい者の自立と社会参加をめざすものとして、障がい者福祉の基本理念となっている。

2 計画の策定経過

日付	名称	内容
令和2年9月29日	第1回原村障がい者福祉計画策定委員会	(1) 令和元年度事業実績報告 (2) 第6期原村障がい者福祉計画策定について (3) 第6期原村障がい者福祉計画策定におけるアンケート調査について (4) 今後のスケジュールについて
令和2年10月23日	原村障がい者計画等策定に関するアンケート調査実施	原村在住の障がい者手帳を所有している方を対象
令和2年11月26日	第2回原村障がい者福祉計画策定委員会	(1) アンケート調査について (2) アンケート調査結果・課題報告
令和2年12月23日	第3回原村障がい者福祉計画策定委員会	(1) 第6期原村障がい者福祉計画素案の検討
令和3年1月20日～ 2月10日	パブリックコメントの実施	・原村障がい者福祉計画について
令和3年2月17日	第4回原村障がい者福祉計画策定委員会	・原村障がい者福祉計画について

3 原村障害者福祉計画推進協議会設置条例

平成21年3月25日条例第4号

原村障害者福祉計画推進協議会設置条例

(設置)

第1条 原村障害者福祉計画（以下「計画」という。）を推進するため、原村障害者福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、計画の実施や具体的施策に関する意見、提案及び計画の進捗状況について協議を行うものとする。

(組織)

第3条 協議会は、福祉に関する団体等並びに住民のうちから村長が委嘱し、8人以内をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年原村条例第4号）により支給する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

原村障がい者福祉計画

障がい者計画

第6期障がい福祉計画

第2期障がい児福祉計画

令和3年3月

編集：原村 保健福祉課

〒391-0104

長野県諏訪郡原村 6649-3 (原村地域福祉センター内)

電話：0266-79-7092

FAX：0266-79-7093

